

# 令和7年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第4号

おいらせ町議会 令和7年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第4回定例会記録				
招集年月日	令和7年12月10日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年12月10日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和7年12月10日 午後 4時34分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	10 番	日野口 和 子	11 番	平 野 敏 彦
	12 番	檜 山 忠	13 番	川 口 弘 治
	14 番	西 館 芳 信	15 番	吉 村 敏 文
	16 番	松 林 義 光		
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	14名			
欠 席 議 員	8 番	木 村 忠 一		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	ま ち づ くり 防 災 課 長	久 保 田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健 康 保 険 課 長	鈴 木 政 康	子 育 て 支 援 課 長	小 向 正 樹
	介 護 福 祉 課 長	松 山 公 士	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀
	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病 院 事 務 長	栞 嶋 泰 幸
	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第15号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）	
	2	報告第16号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）	
	3	報告第17号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）	
	4	諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	5	議案第63号	おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	
	6	議案第64号	おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
	7	議案第65号	おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
	8	議案第66号	おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	
	9	議案第67号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第68号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第69号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第70号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第71号	おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第72号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第73号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	
	16	議案第74号	おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定について	
	17	議案第75号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について	
	18	議案第76号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について	
	19	議案第77号	令和7年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について	
	20	議案第78号	令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
	21	議案第79号	令和7年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
	22	議案第80号	令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
	23	議案第81号	令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について	

	24 議案第82号 令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第2号)について	
議員提出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会、産業民生常任委員会)	
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の3名を指名した。	
	7 番	澤 上 訓 議員
	1 0 番	日野口 和 子 議員
	1 1 番	平 野 敏 彦 議員
<b>議 案 の 経 過</b>		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (小向正志君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	松林議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
欠席等報告	松林議長	<p>なお、8番、木村忠一議員は欠席であります。</p> <p>また、2番、大浦陽子議員は遅れて来るとの連絡が入っております。</p> <p>また、柏崎堅一監査委員は本日所用のため欠席との申出がありま</p>

議事日程報告	松林議長	<p>したので、ご報告いたします。</p> <p>本日の議事日程は配付資料のとおりです。</p> <p>日程第1、報告第15号、専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）から、日程第3、報告第17号、専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）についての3件を一括議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
当局の説明	<p>松林議長</p> <p>学務課長 （福田輝雄君）</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告第15号から第17号までの専決処分についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は5ページから10ページになります。</p> <p>本件は、令和6年第3回おいらせ町議会定例会議案第47号から第49号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事建築、電気設備、機械設備の3件の請負契約について、去る令和7年10月24日付で専決処分により変更契約を締結したので報告するものであります。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>報告第15号の建築工事では、仮設、鉄骨工事の追加、学校要望による設備等の対応及び現場精査による数量変更に伴い、工事額が増額となったため、契約金額を1,023万円増額し、変更後の契約金額を7億873万円としたものであります。</p> <p>次に、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>報告第16号の電気設備工事では、防犯設備、バトン設備、暗幕設備設置工事の追加及び現場精査による数量変更等に伴い、工事額が増額となったため、契約金額を146万3,000円増額し、変更後の契約金額を5,814万6,000円としたものであります。</p> <p>次に、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>報告第17号の機械設備工事では、給排水管移設工事の追加及び現場精査による数量変更等に伴い、工事額が増額となったため、契約金額を28万6,000円増額し、変更後の契約金額を6,79</p>

		<p>3万6,000円としたものであります。</p> <p>なお、変更契約金額が既契約の工事請負金額の100分の3の範囲内であるため、軽易な事項として町長の専決処分としたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより報告第15号から第17号までの3件についてを一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>おはようございます。</p> <p>3件、今説明がありましたけれども、専決処分については、ここにありますように軽易な事項ということで、100分の3以内という範囲にあるということですが、私は、設計をして、その設計に基づいて入札をして、工事をするわけですが、金額が入札した後に減ったというのはわかりますけれども、増えていくというふうなことは、設計のところに瑕疵があったのか、どこにこの原因があるのか。追加もできるという形で工事が進められているのかどうか、ちょっと私、疑問を感じるんですけども、なぜこういう形で、例えば、仮設工事等の追加とか、学校の要望とか、建てる前にはそういうのがちゃんと加味されていなかったのかというのが1点。</p> <p>それから、防災設備の、防犯の移設みたいな、これだって設計の中に組み込まれていれば、問題がなかったのではないですか。暗幕もそうだ、給水管の移設。設計段階、この設計というのはどこが担当して進めたのか。根拠がちゃんと示されてあって、なぜ工事してから、入札してから、こういう事態が出ているのか、ここを説明願います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>設計につきましては、契約をして、設計業者をお願いをして設計</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>をしていただいていた。設計会社につきましては、三沢市の青建設計になります。</p> <p>設計の段階で、いろいろと担当職員も確認をしながら進めていくわけですけれども、今回の追加につきましては、先ほどの仮設の部分につきましては、当初、工事車両等が出入りする運搬道路の部分に、造成工事のときに砕石を引いてやっていたわけなんですけれども、やはり砕石だと弱いという部分が工事開始時に指摘されたことから、安全性を高めるために鉄板を敷いていた、または、グラウンドのところを回りますので、その部分で、やはり柵だけではなくて、ボール等が飛び出さないようなネットをしていきたいという要望が現場からありましたので、その部分で、設計の変更をしてきたと。</p> <p>また、電気設備の防犯カメラ、防犯設備の追加につきましては、本年、各学校に防犯カメラを設置してきたわけですけれども、木ノ下中学校につきましては、古い体育館に防犯設備をつけるわけにはいきませんので、出来上がった後に防犯カメラを設置するというところで、追加工事の対応をしたところです。</p> <p>また、内容の部分につきましては、定期的に現場で、学校、請負業者、担当職員等で、工程会議ということで、工事の進捗状況をしていく上で、どうしても設計で全て完璧にできるわけではありませんので、その中で打合せをしていく中で、学校としてはこの部分を追加してほしいとか、また、工事の数量等についても、それぞれ設計段階では見えない部分は必ず出てくるものになっておりますので、その部分で精査させていただいたということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>設計段階でちゃんと審査をして、予定価格が決まり、それで入札をして工事するわけですけれども、今、工程会議とかそういうもので、その要望があるということは、設計の段階のところでも瑕疵があったのではないかという捉え方をされると思いますよ。こういう形でつくりますよということで、業者に示して入札しているわけですから、私は額が、これでいって1,600万円、それから1,163万円を足せば1,300万円近い額が投入されるわけですね。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>これは1つには、例えば補助金の対象に含まれて、町の1,600万円のうち、国の補助金がいくら出て、実質持ち出しはいくらになりますよということで説明できるんですか。それとも、丸々町単独で、追加で一般財源を充当するということになるんですか。これをまず、確認を1つしたいと思います。</p> <p>それから、やはり工程会議の中で、私は本来業者でも、ちゃんと自分たちが工事する部分で対応すべきものではないかと思うんですよ。それがなぜ、町が業者から言われたものをそのまま受け継いで予算措置をするのか。ここがちょっと理解できないので、この2つお願いします。</p>
	<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、まず1つ目の補助金の対象の範囲内であるかどうかという話であると思います。</p> <p>補助金につきましては、面積にあたる部分の補助金、あとは、防衛省の防音対策工事の補助金等が入っております。</p> <p>いずれも今回の変更の部分の対象外の部分の追加になりますので、議員ご指摘の一般財源、起債にあたる部分の費用のところの増額分になると考えております。</p> <p>あと、2つ目の工事業者から言われた部分をそのまま追加しているのではないかというご指摘ですけれども、当課におきましては、工事担当者も全てをそのまま承しているわけではなくて、先ほど議員がお話したように、業者の中で相殺できる部分については、認めるもの、認めないものをちゃんと精査しております。その上で、ここの部分については必要と認めたものについては追加し、または、ものによっては数量等の変更ですね。減少して相殺しているものもありますので、一概に業者からの言い分を全部丸々飲んでいるものではないということでご理解いただければと思います。</p> <p>また、この変更契約につきましては、地方自治法の中でも、議会に、金額が大きいものについては、議決を経なければならない。または、今回専決したように100分の3の範囲内であれば、それぞれの地方団体の長が定めるものについてはできるということになっておりますので、そこは設計段階の瑕疵ではなくて、設計段階において、全て完璧なものができる形ではないという形で、そのために</p>

		<p>工程会議を開きながら、あそこのところを改善して、工事を進めてきたということになりますので、その部分は、この体育館の今回の工事だけではなくて、ほかの工事においても適されるものと考えております。</p>
答弁	<p>松林議長  財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>財政管財課長。  財源の関係で補足して説明いたします。 補助対象経費と補助対象外の経費がありますが、今回の場合、補助対象外ということで、補助対象外の部分については、単独事業分の起債が使えることとなります。起債については90%が起債で借入ということになりまして、残りの10%がその年の一般財源として支出ということになります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長  11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。  私はこの建築については、建物の中で不具合とか、そういうものが想定されるとか、そういうのは分かりますよ。これは建物に直接関わらないほうが多いではないですか。建物をつくるために入札しているわけですから、ほかのこの関連の部分で、こういう形で追加になるというのは、本当に、工事そのものを進める前に、チェック機能が甘かったんではないかと私は思いますよ。</p> <p>これは直接、講堂改築工事の講堂の内部、ここに不具合が、設計上まずいとか、そういうのを工事業者と協議したらこうなったというのだったら分かりますけれども、本体にはそういうものがない。たった工事するほかの部分で、こういう形で、給排水管の移設とか、こういうのは別に、前もって、建つものがあつたら分かるということで、何でこうなのかなという疑問を持ったんですけども。これは設計屋も入って、ちゃんとそれなりに設計屋もここところは欠落してあつたとか、そういうのを認めたということで、確認をしたいと思います。その工程会議の経緯、これを説明していただきたい。</p> <p>それから、財源補填については、全て一般財源で、起債の枠の中に入れて起債を起こすんだということで理解しております。それでいいですか。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>以上です。</p> <p>学務課長、質問した項目のみに答弁してください。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1つは、工事の段階で、仮設の部分の割合が若干多かったかもしれませんがけれども、仮設だけではなく鉄骨工事の中での数量等、または物も入っておりますので、全てが当仮設におけるものだけではないということをご理解いただければと思います。</p> <p>また、設計段階で、欠落していたという言葉はちょっとあれなんですけれども、入っていなかったものがあったのは事実な部分もありますので、その部分については、私たちが発注側のチェック機能が利かなかったものもあったかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>13番、川口です。</p> <p>私は逆に聞きますが、こういう工事、よくこういう話が出るんですが、例えば大型工事、今のは建物なんですけど、設計をして、予算に合わせて落札して、これに工事の予定変更が生じる。逆に、設計だけで全てができるというのは可能なんですか。全ての工事において。建物が、お店屋さんに行って、体育館を、できたものを買ってくるという発想的なもので、こういう工事はできるものなんですか。まず、そのところの認識、教えてください。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今、川口議員がおっしゃったように、既製品を買うわけではありませんので、設計をしていただきながら、そのままできるとは考えておりませんので、先ほどお話ししているとおり、定期的な工程会議をしながら、その工事の中で不具合がないかどうかをしている状況になっております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そういうものであるということですよね。</p> <p>これに設計屋さんがどうのこうのとか、施工屋さんがどうのこうのとかという、そういう変更が、増の場合は認めないとか、減の場合は認めるとか、そういう議論というのは、永遠に疑問として出てくるのは、それは分かります。</p> <p>分かりますけれど、ただ、こういうものではないですよということは、やはり認識していただかなければ、全くもって予算の執行、そういう事業を完結するまでには、なかなか、不具合が出てくるんではないかなと私は思って、今確認させてもらいました。</p> <p>そういうものであるんですよということを、やはり我々も当局も毅然としてそういうのを説明して、認識をするべきであると私は思います。何か感想があれば。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>川口議員ご指摘のとおり、そういう部分があるということで、契約の中にも変更が認められていると思って、私たちが工事等を発注しながら、しているところとなっております。ありがとうございました。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第15号から報告第17号を終わります。</p> <p>日程第4、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、諮問第4号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は11ページから13ページ、また、添付参考資料は146ページになります。</p> <p>本案は、現委員であります山端節子氏が、本年12月31日をもって退任することに伴い、後任の委員に鶴ヶ崎光子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>鶴ヶ崎氏は長年小学校教諭として教職に携わり、平成28年3月に横浜町立南部小学校の教頭で定年退職を迎え、平成30年3月まで、再任用職員として七戸町立七戸小学校教諭を経て、現在に至っております。</p> <p>同氏は長年学校教育に携わってきた経験を生かし、子どもの人権意識を高め、相手への思いやりや命の大切さを理解することを伝えていきたいと人権擁護委員活動に理解をお持ちの方であります。</p> <p>人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。</p>
	<p>松林議長  (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p>
	<p>松林議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p>
	<p>松林議長  (議員席)</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p>

当局の説明	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、諮問第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
	松林議長	<p>日程第5、議案第63号、おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>本案は、先の議員全員協議会においてご説明しておりましたが、令和8年4月1日から、一般社団法人おいらせ町観光物産協会に町職員を派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、法律の中で、市町村条例に委任されているものを定めるものであります。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>条例第2条第1項は、職員派遣に関する規定で、法律の第2条第1項で、派遣先の団体として一般社団法人、一般財団法人等の5種類の公益的法人が規定されているものを、この条例で町出資団体、町との密接な関わり、人的援助が必要な団体として規定し、さらに具体的な名称、町観光物産協会を規則で定めることとなります。</p> <p>条例第2条第2項であります。ここは法律第2条第1項に基づく派遣対象外から除外する規定であります。臨時職員、非常勤職員、公営企業職員等を除外の職種として規定し、いわゆる役場の正職員のみを派遣対象とするものです。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>条例第2条第3項です。ここは法律第2条第3項の規定により、派遣先団体との取決め事項に関し、報酬や派遣期間、勤務条件以外で追加するものを条例で定めることとなっており、福利厚生や業務状況報告に関することを規定するものです。</p> <p>条例第3条は、法律第5条第1項により、派遣を解除し、町の職務に復帰する場合を規定するもので、派遣先の役職を解かれた場合、派遣内容が法令と不適合となった場合、地方公務員法による分限や休職になった場合などを定めております。</p> <p>17ページ、お願いいたします。</p>

条例第4条は、派遣職員の給与の取扱いについて定めるもので、町職員の身分を有したままの派遣となるため、給料のほか、各手当を町から支給することとしております。

条例第5条は、派遣終了後、職務復帰時の給与の特例であり、派遣期間中の公務災害による休職の場合は、給与全額支給の特例を適用するものです。

条例第6条は、派遣終了後、職務復帰時の職務の級と号給について、他の職員との均衡を図り、必要な調整を行うものです。

18ページをお願いいたします。

条例第7条です。派遣中の処遇の状況と職務復帰時の処遇の状況を町長に報告するというものです。

条例第8条以降は、いわゆる第三セクター等の株式会社へ派遣する場合の取扱いで、町が出資している株式会社及び町との密接な関わりと人的援助が必要な特定法人と規定した上で、具体的な名称は規則で定めることとなります。

条例第9条は、法律第10条第1項で、派遣職員の対象から除外する職種を条例で定めることとなっており、条例第2条に掲げる臨時職員や非常勤職員等を除外職種として規定するものです。

条例第10条です。法律第10条第1項により、派遣を解除し、町の職務に復帰する場合を規定するもので、派遣先の役職を解かれた場合、派遣内容が法令と不適合となった場合、地方公務員法による分限や休職となった場合などを定めております。

19ページをお願いいたします。

条例第11条です。法律第10条第1項により派遣解除になっても町の職務に復帰できない場合を規定するもので、非違行為等により地方公務員法による懲戒免職処分相当の場合などを定めております。

条例第12条は、法律第2条第3項により派遣先団体との取決め事項に関し、報酬や派遣期間、勤務条件以外で追加するものを条例で定めることとなっており、福利厚生や業務状況報告に関することを規定しております。

条例第13条は、派遣終了後、職務復帰時の給与の特例であります。

条例第14条、こちらは派遣終了後、職務復帰時の職務の級と号給について、規定しております。



<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>をいま一度確認したいと思います。</p> <p>この3点です。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目、町職員が派遣された場合の手当の関係であります。ちょうど資料の17ページ、第4条のところにも書かれてあります。いわゆる給料のほかにも諸手当等も支給することとしておりまして、給料の次に管理職手当というものが明示されておりますので、管理職手当もちゃんと支給されます。額については、規則で定めるということになっております。</p> <p>それから、2番目、懲戒処分等の関わりであります。今回の派遣については、町職員の身分を有したまま観光物産協会に派遣されることとなりますので、非違行為等があれば、地方公務員法にのっとり、また町で懲戒処分に該当する基準等も定められておりますので、それらに該当する非違行為があれば、同様に懲戒処分の対象となります。</p> <p>例示としましては、様々ありますが、例えば飲酒運転であったり、横領もそうですし、それから秘密を漏らしたり、様々同じような、町職員と同等のものが適用されます。</p> <p>それから、3つ目であります。さきの議員全員協議会の際に、派遣した職員が観光物産協会で横領等を行った場合にどうなるかということですが、派遣された町職員がどのお金を横領するかにもよりますが、仮に協会のお金をもし横領したとなった場合、そのときにその職員があくまでも個人的な行為、私的な行為で行った場合は、当然民事上の責任をとるということで、民法に定める損害賠償の責を負うこととなりますので、職員、その非違行為を行った個人に対して、個人が責任をとらなければいけないという形になります。</p> <p>一方、議員全員協議会でもお話しした国家賠償法というものがありますが、職務上、仕事をしている中で、その者がそういった過ちを犯した場合、あくまでも職務上で行った場合となりますと、組織が責任をとることとなりますので、その際は国家賠償法に基づいて、派遣元である町が責任を負うということになります。</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長  14番 (西館芳信君)</p>	<p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>14番、西館です。 条例を読ませていただきました。 ちょっと理解がまだ十分でないということで、まず2条の取決めという文言がありますけれども、これについては、ここにさらっと書いてありますけれども、どういう。文章であるんですか、契約書みたいなものがあるのか、そして、もっと詳細にわたったものが記されてあるものとか、そういうのがあるのかどうか。取決めって、何なんだと。 それから、11条そのものをもう1回、私、ここずっと、特に11条が分からなかったということで、それをもう1回簡潔に説明していただきたいと。 それから、今話を聞いたら、身分は職員の身分を有していないでと思ったんだけど、町職員の身分のままで行くということで、これで間違いないですか。お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。3点ほどご質問いただきました。 まず1点目に関してであります。 今回提案したのは、条例であります。その条例は法律の中で、条例で定めるべきものを規定しただけであります。 先ほど取決めというお話がありました。細部にわたっての様々な規定等も整備することになりますので、今回提案した条例のほかに、施行規則、さらには実務を運用することになりますので、その規定等を定める規定というものも定めることになりますので、いわゆる例規関係は3本定めることになります。その取決めも様式等を規定の中で定めますので、その規定に定められた取決書に基づいて、町と観光物産協会が様々な条件等を、協議をして、両者納得の上、捺印してこの手続を進めるということになります。 それから、2つ目になります。 19ページの第11条のことになりますが、懲戒処分関係であ</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>ります。実はこの条例の組立てが、第10条までの分と、第10条以降の分で、第8条ですね。第2条から第7条までと、第8条から第12条まで、枠組みが分かれます。法律の中でも公益的法人等の中に2つの種類があるということで、議員全員協議会のときもご説明いたしました。その2つと、いわゆる1つ目は、一般社団法人、一般財団法人等のいわゆる公益法人です。こちらに派遣する場合は町職員の身分を有したまま派遣するという形になります。分かりやすく言うと、併任辞令のような形になります。</p> <p>一方の第8条以降になりますが、こちらは法律の第10条の中で、地方公共団体が出資する株式会社等、いわゆる第三セクター等へ派遣する場合の身分になります。こちらは一度身分を、退職をして、その会社に派遣することになりますので、条例で言いますと、2条から7条までの分と、8条以降のところ大きく分かれることになります。</p> <p>質問の3つ目とちょっと関わりがありますが、公益法人へ行く場合は、身分を有したまま併任辞令で法人に派遣されますし、第8条以降は、一度身分を、退職をして、その会社の職員として、そちらに派遣されて仕事をすることになります。</p> <p>この11条の関わりであります。懲戒処分については、懲戒免職処分等と書いてありますが、その非違行為をやった、そのときにすぐ明るみになれば、町職員にいた際、そのまま懲戒処分等できますが、その行った行為が派遣後に発生する場合とか、もしくは事案継続中もありますので、会社に派遣された際でも、その懲戒処分、地方公務員法に基づく懲戒処分を適用するために、第11条の規定を設けているということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>14番、西館です。</p> <p>2条の取決めということについては、追加で補足的な、規則的なことを定めているから、そっちである程度詳細なものが出てくるということは分かりました。</p> <p>身分に関しては2種類あると、この中には。私はあくまでも今の視点は白鳥の家です。こっちに行く職員ということで確認したいん</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>ですが、まず、身分を有す、有さないということであれば、一番最初にパッと浮かぶのは労働基準法ですよね。身分のままで行くということになれば、労働基準法は適用されないと。ところが、その逆もあり得るということで、今、そういうことでした。</p> <p>それから、懲戒処分ということも出ましたけれども、懲戒処分は単に罰するというだけで、民事的な云々もありましたけれども、職員を守るための分限。分限についてはもっと詳しく載っていてもいいのではないかなど、職員を守る意味です。分限事項が、派遣しているとき生じたのであれば、これはこれで、分限という言葉には該当しなくなると思うんだけど、その辺、分限ということについては、どういう考えかなど。</p> <p>それからもう1つ、これも身分を有して派遣されるか、されないかということについて関連することなんだけど、いわゆる刑法上のみなし公務員に該当するような非違があった場合、これについては、例えば事前の教養だとか、そういうのも必要だけれど、その辺はどう考えているか。</p> <p>たしか、指定管理者協会というのがあって、そこではもう3、4年、もっと前にみなし公務員ということをして、行く人間についてはちゃんと教養して、徹底しておかなければならないんだということを出しているんだけど、そういうことを考えれば、どういうものかなということ、以上、確認をお願いいたします。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>3点ほどご質問いただきました。</p> <p>まず1点目、今回の西館議員が質問した趣旨というか、種類としては、一般社団法人の町観光物産協会へ派遣した場合ということになりますので、条例並びに法律の中では、あくまでも公益的法人に派遣するというので、条例の組み立ての前半の対象になります。</p> <p>先ほどの答弁でも申し上げたとおり、地方公務員法が適用されます。町職員として身分を有したまま派遣されますので、基本的には労働基準法は適用されません。法律を細かく読み取っていくと、適用されるものもありますが、一般的な感覚で申しますと、勤務条件</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>等は地方公務員法が適用されることとなります。</p> <p>それから、分限のこともありました。19ページの第11条の懲戒免職処分のところは、あくまでも株式会社へ派遣する場合の想定でありますので、今回は地方公務員法が適用されますので、その派遣された職員等に非違行為があれば、その分限等も地方公務員法の適用の中で取り扱うということになります。我々職員と同じように懲戒処分、分限処分の対象にもなります。</p> <p>それから、3点目、みなし公務員というお話がありました。それから、教育のような話もありました。</p> <p>それは恐らく労働者派遣法の中で、派遣職員が行く場合に、派遣元がちゃんとその仕事のことを教育、指導しましょうよという規定だったように記憶しておりますが、今回、あくまでも地方公務員、役場職員が派遣することになりますので、その労働者派遣法に基づく、そういう教育訓練等は想定していない、該当しないと認識しております。</p> <p>派遣する際も、議員全員協議会のお話ししましたが、観光物産協会等の業務経験がある者をきちんと派遣することで人事調整したいと考えておりますので、ただ、引継ぎ等は我々の職員でも通常人事異動があるたびに行いますので、今回、町から業務が観光物産協会に引き継がれた場合も、きちんと引継書等も取り交わしますし、業務内容等も確認しながら、スムーズに業務が運営できるようにちゃんと対応はしたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>14番、西館です。</p> <p>みなし公務員については、身分を有したままで、たとえ行かなくても、流職罪、いわゆる収賄だとかそういうのをやれば、身分を有していなくても、本来有していなければ罪にならないのも、有していない一般の人たちは、罪にならないんだけど、なるんですよということを、これはもう徹底しておかないとということで、管理者指定協会ですということを言っておるわけでして、その辺のところを杞憂ながら、話しさせていただきました。</p> <p>課長の答弁については、おおむね了解いたしました。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>ただ、私はこの条例は、5つに対してこれからというんだけど、もう既にシナリオはあって、観光物産協会のために決めたという、それがゴールだと解釈しております。</p> <p>そもそも、何でもここまでやらなければならないんだろなという費用対効果面、それから、職員、全体の奉仕者だということで、公務員として働いているということに誇りを感じている皆さんが、果たして一定期間とはいえ、社会性があるとはいえ、ここにすんなりと行くということに対して、その意欲を堅持できるかどうか。こういうところは、言葉は悪いんだけど、左遷だとか何とかという、そういう仕組みの中で論じられるおそれのあるところですので、なおかつ、今話したように、身分が非常に不安定だということになりますと、意欲にも欠けるということだと思います。</p> <p>私は、本当にこれは必要なのかなと。確かに観光協会の意欲、熱情、そういうのと、うちでも、町でも、そうするとやりやすいのだろうなという思惑が一致したと思うんだけど、ちょっと物産協会に押し切られたのではないかなという思いもあります。</p> <p>そういうところを町長なり副町長、私が言ったことに対してどう答弁いたしますかね。お願いします。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>ご心配されるのはもっともだと思っております。</p> <p>ただ、観光物産協会との話合いの中において、民間活力的なものの発想をもって、観光事業を進めていくんだということでありましたので、そうすれば、行政ではできないものもどんどん取り入れてやっていけるんだなと。ただ、その足がかりとして、向こう3年間は職員を派遣して、今ある行事、イベント等を執行していくということで、それ以後について、未来永劫職員を派遣するというのではなくて、自立できるところまで持って行って、その後は自前で全てこなせるような形にさせていただくと。ただし、収益的なものが絡んでくるので、たとえ職員を派遣しなくても、ある程度の人件費は町としても見ていかなければいけないんだろなということをおもっております。</p> <p>ということで、職員の派遣については、あくまでも3年、長くて5年ということで、それは1人の人間ではなくて、全体で考えたと</p>

		<p>きに複数の人間であっても3年、5年の間で、観光物産協会が自立して、観光事業で稼ぐ、収益を上げる事業に持って行ってもらいたいという思いがあって、今回このような形で切り離して運営していくということになったものです。</p> <p>以上です。</p> <p>松林議長</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) <b>**「なし」の声**</b></p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(議員席) <b>**「なし」の声**</b></p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第63号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(議員席) <b>**「なし」の声**</b></p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>松林議長</p> <p>日程第6、議案第64号、おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>子育て支援課長。</p> <p>子育て支援課長</p> <p>それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の22ページから35ページまでとなります。</p> <p>本案は、令和8年4月1日に全国市町村で本格実施となる、こども誰でも通園制度の事業開始に伴い、町で必要となる基準を定めるため、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業を実施する事業所について、設備及び運営に関する</p>
<p>当局の説明</p>	<p>子育て支援課長 (小向正樹君)</p>	

認可基準を定めるため、提案するものであります。

23ページをご覧ください。

目次として、第1章、総則、第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、第3章、雑則で構成しております。

初めに、第1章、総則は、第1条から第5条までです。ページは23ページから25ページまでとなります。

第1章では趣旨、定義、最低基準の目的等、乳児等通園支援事業者の一般原則について定めております。児童福祉法に基づき、条例により最低基準を定め、衛生的な環境において適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援制度を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障することとしております。

次に、第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、第6条から第27条までです。

第2章は第1節から第4節までで構成しております。

第1節、通則は、第6条から第19条までです。ページは25ページから29ページまでとなります。

第1節では、非常災害、安全計画の策定、職員の一般的要件と知識及び技術の向上、虐待の禁止等について定めております。具体的には、消火用具、非常口、その他、非常災害に必要な設備を設け、避難及び消火に関する訓練を行うこと、安全計画を策定することなどの設備要件、職員は法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと、虐待の禁止などの運営基準を定めております。

続いて、第2節、乳児等通園支援事業の区分、第20条です。ページは29ページとなります。

乳児等通園支援事業の区分として、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に分かれます。

余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園等において、施設を利用している数が利用定員の総数に満たない場合、その余裕枠を活用して事業を行うものです。

一般型乳児等通園支援事業は、余裕活用型以外で、新規で行う事業者を想定しております。

続いて、第3節、一般型乳児等通園支援事業、第21条から第25条までです。ページは29ページから34ページまでです。

第3節では、設備の基準、職員の基準等について定めております。

		<p>設備及び職員の基準として、各室の必要面積、子どもに対する職員の配置基準を定めております。</p> <p>続いて、第4節、余裕活用型乳児等通園支援事業、第26条及び27条です。ページは34ページ及び35ページです。</p> <p>第4節では、設備及び職員の基準、準用条項について定めております。設備及び職員の基準として、特定教育・保育施設等と同様の基準としております。</p> <p>続いて、第3章、雑則、第28条です。第3章、雑則では、電磁的記録について定めております。記録を書面に代えて、電磁的記録により行うことができると定めております。</p> <p>条例の施行は公布の日からとなります。</p> <p>また、23条については、既に試行的事業として取り組んでいる自治体に適用される従来の認可基準を令和8年4月に改正する内容であるため、ただし書としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第64号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>11時10分まで休憩いたします。</p>
--	--	--

		(休憩 午前10時54分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前11時10分)
会議録署名議員の補充	松林議長	ここで、会議録署名議員の補充をします。 11番、平野敏彦議員を補充指名します。
	松林議長	日程第7、議案第65号、おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 子育て支援課長。
当局の説明	子育て支援課長 (小向正樹君)	それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。 議案書の36ページから51ページとなります。 本案は、改正子ども・子育て支援法第46条第2項の規定に基づき、新たな給付制度である乳児等のための支援給付について、事業者の確認基準を定めるため、提案するものであります。 37ページをご覧ください。 目次として、第1章、総則、第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、第3章、雑則で構成しております。 初めに、第1章、総則は、第1条及び第2条となります。ページは37ページ、38ページとなります。 第1章では、趣旨、一般原則について定めております。子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業者は良質かつ適切で、かつ保護者の経済的負担の軽減について、適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援事業の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない等の一般原則を定めております。 次に、第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、第3条から第32条までです。 第2章は第1節、第2節で構成しております。

	<p>松林議長</p>	<p>第1節、利用定員に関する基準、第3条です。ページは38ページとなります。</p> <p>第1節では、利用定員について定めております。</p> <p>続いて、第2節、運営に関する基準、第4条から第32条までです。ページは38ページから49ページとなります。</p> <p>第2節では、面談、提供の記録、費用額の受領、運営規程、勤務体制の確保、事故発生時の対応等について定めております。</p> <p>主な内容について説明いたします。</p> <p>面談については、利用申込みを受けた事業者が子ども及び保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談を行う義務を定めております。</p> <p>提供の記録については、支援事業を提供した日時、時間、内容、その他の記録を義務として定めております。</p> <p>費用額の受領については、事業者が保護者から受けることのできる費用について定めております。日用品等の通園支援に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用、食事の提供に要する費用等を保護者から受け取ることができます。</p> <p>運営規程については、事業者は運営方針や職務内容、保護者から支払いを受ける費用額等の重要事項について、運営規程を定める必要があります。</p> <p>勤務体制の確保については、事業所ごとに職員の勤務体制を定める必要があります。</p> <p>事故発生時の対応については、事故の発生や再発を予防し、発生防止の指針を整備する必要があります。</p> <p>続いて、第3章、雑則、第33条です。ページは49ページから51ページです。</p> <p>雑則では、電磁的記録等について定めております。</p> <p>条例の施行は令和8年4月1日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
--	-------------	---

質疑	11番 (平野敏彦君)	1点だけお願いします。 第2条で、子どもの保護者の経済的負担の軽減について、適切に配慮された内容と、こうありますけれども、実際、保護者の経済的負担の軽減の対象する、見込まれる人数をどのくらい見込んでいますか。これを確認したいと思います。
答弁	松林議長  子育て支援課長 (小向正樹君)	子育て支援課長。  平野議員の質問にお答えいたします。 申し訳ございません。手元に資料がありませんので、数は今、手持ちにございません。よろしく申し上げます。
質疑	松林議長  11番 (平野敏彦君)  松林議長  (議員席) 松林議長  (議員席) 松林議長  (議員席) 松林議長	11番。  私はこの趣旨をちゃんとPRしてほしいなと思いますよ。まだ、今、議会を通れば施行されるわけですから、そういう意味ではこの制度の部分について、やはり広く町としてPRするようにお願いして終わります。  ほかに質問ございませんか。  **「なし」の声**  なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。  **「なし」の声**  討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第65号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  **「なし」の声**  異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



	<p>松林議長</p>	<p>定額が支給されるもので、従来から規定がありましたが、今回の見直しで金額が増額されております。</p> <p>ほかの条項については、条項番号の移動が主なものであり、内容に大きな変更はございません。</p> <p>68ページ、お願いいたします。</p> <p>附則になります。第1項では、条例の施行日を来年4月1日と定めるほか、69ページの第6項以降から、関係条例の一部改正6本を定めております。これら6本の条例改正については、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>148ページ、お願いいたします。</p> <p>148ページ、149ページ、関係条例の1本目、おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の改正です。</p> <p>ここは町長、副町長、教育長の旅費に関するもので、題名を改正するほか、第2条の旅費の種類及び額等についても一般職職員の旅費制度に合わせるものです。</p> <p>150ページ、お願いします。</p> <p>関係条例2本目、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正です。</p> <p>ここは町議会議員の旅費に関するもので、特別職の旅費の取扱い同様、一般職の職員の旅費制度に合わせるものです。</p> <p>関係条例3本目、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に対する条例の改正です。ここは行政委員会委員、審議会委員等の非常勤特別職の旅費に関するもので、こちらも特別職や議員と同様、一般職職員の旅費制度に合わせるものです。</p> <p>151ページをお願いします。</p> <p>関係条例4本目、おいらせ町議会事務局設置条例の改正、関係条例5本目、おいらせ町固定資産評価審査委員会の条例改正、関係条例6本目、おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の改正は、いずれも各条文で参照している町職員の旅費条例の名称が変更となったため、新しい条例の名称に改めるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
--	-------------	---

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>2点、お伺いします。</p> <p>旅費の、59ページの種目のところですけども、これについては、職員の日当が廃止になっているんですけども、廃止になって、多分私は出張そのものが従来より減ってきているのではないかと。非常に通信機能が発達して、そういうので書類を提出するのが多くなってきて、支障がないのかなと思いますけれども、実際に1日出張した場合は、自前でご飯を食べているということになるかと思うのですが、これらについては、本当にこれでいいのかなという。他の自治体も同じにやっていますよということで、多分答弁になると思うんですけども、職員のことを考えると、私は何らかの手立てをするべきではないかと感じていますので、ここを1つ、お願いします。</p> <p>それから、第16条で、「特に定める」と説明がありますけれども、定める方法というのはどういう形で考えているのか、この2点、お伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>2点、まずお答えいたします。</p> <p>まず1点目、日当の廃止でございます。</p> <p>平野議員もご承知のとおり、従前ですと日当が支給されておりましたが、今回を機に日当を廃止するものであります。こちらは国も県も同様に廃止をするということで、今回の見直しで日当は廃止されます。</p> <p>日当の考え方そのものをお話ししますと、国の旅費法で取扱いを決めておりますが、日当はそもそも半分が昼食費、半分が諸雑費ということで、定額が支給されていたものであります。ただ、その廃止の背景にあるのは、お昼ご飯そのもの、昼食費を公費で出すこと自体、社会通念上どうかという話もありますし、出張中であろうとも、出張せず内勤してであろうとも、お昼ご飯は食べるべきものでありますので、そちらを公費で賄うかどうかというのが、その見直しの背景にもあります。</p> <p>それから、既に青森県内の出張と岩手県北の出張に関しては、もう大分前から町職員では旅費制度を見直しいたしまして、日当その</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p>	<p>ものは支給しておりません。例えば、東京とか、岩手県北より南とかと、北海道等に行く場合は日当を支給していましたが、既に日当の見直しそのものは従前から対応してございます。</p> <p>それから、出張が逆に減るのではないかということではありますが、工作上必要な場合は当然出張すべきでありますし、会議等が行われる場合は、当然日当が出る、出ないにかかわらず、仕事でありますので、出張すべきものと考えております。</p> <p>他の自治体の動き等は、事細かには調べておりませんが、国・県も同様の動きで、もう既に取決めしてございます。</p> <p>それから、その代わりに何らかの手立てがないのかということですが、先ほど私からもご説明いたしましたが、今回、新たに制度として設けられるもので、宿泊手当というものがあります。こちら、出張した際に宿泊を伴う場合、これは工作上で泊まることとなりますので、その場合はその分の夕食分を、ちゃんと旅費の中で手当しようということで、今回、日当の廃止に代わる代替制度として、宿泊手当、宿泊を伴う場合の夕食等諸雑費に対するものが制度として設けられたものであります。こちらは国・県と同様の扱いで、今回規定をしております。</p> <p>それから、2点目、先ほど平野議員から、「特に定める」もの等のお話があったんですが、何ページの第何条のことを指しているのか、聞き漏らしましたので、そこをもう一度、答弁お願いします。</p>
	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>第何条、もう一度お願いしたいそうです。</p> <p>第16条ですね。第16条が宿泊手当。</p> <p>先ほどの答弁で、宿泊の日当の部分については、よく理解しました。ありがとうございます。</p> <p>「特に定める」というのは、ちょっとメモのミスしたのかな。「特に定める」というのは第16条でなかったかな。</p> <p>後で確認して、もう1回。お願いします。いいです。</p>
	<p>松林議長  (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なすと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから討論を行います。 討論ございませんか。  **「なし」の声**  討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第66号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声**  異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第9、議案第67号、おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。 議案書73ページから75ページになります。 本案は、令和8年4月1日施行の行政組織機構の一部見直しに伴い、課の組織及び課の分掌事務を改めるため提案するものであります。 組織機構改革の内容については、さきの議員全員協議会においてご説明しておりましたが、町観光物産協会の法人化に伴い、協会の事務所移転及び町商工観光課が事務局を担い実施してきたイベント等の業務が、法人化する協会に移管されるため、商工観光課と農林水産課を統合し、産業課とするものであります。 伴って、各課所掌している各種審議会等の担当課が変わりますので、附則に、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正を規定しております。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 152ページをお願いいたします。 行政組織条例ですが、町長部局の課及び分掌事務を規定しており、第1条の課の設置では、「農林水産課、商工観光課」を「産業課」に

		<p>改め、第2条の分掌事務の規定についても産業課に改めるものです。</p> <p>153ページをお願いします。</p> <p>条例附則に改正規定を定めている、執行機関の附属機関の設置等に関する条例の改正内容です。</p> <p>こちらは、各課で所管する各種審議会等の所掌事項や定数、任期等を定めており、このたびの機構改革により、現在農林水産課が所管しているものが産業課に変わりますので、該当する審議会等についても改めるものです。</p> <p>これら2本の改正条例の施行は、令和8年4月1日となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>13番、川口です。</p> <p>全協のときにもお聞きいたしましたけれども、2課が統合されてその場合の課長は1人になるわけですね。そういった場合に、1つは、職務が2課分増えるわけですが、1人の課長で対応できると、機構改革を実行なさったと思います。まずそういった場合に、2課分の負担が、職務分掌、課長があたった場合に、かなりの負担になるのではないかと。その点についての、どのような評価をして、こういうふうになったのか。</p> <p>と同時に、2課分の課長さんの、要は給与ですね。それも1課長のままの給与体系になるのか。</p> <p>それと、最後に、あそこの分庁舎の構造、農林水産課があって、商工観光課。くの字になって、一律に配置がされない、されてはいないですね。それを何かしらの改善をするのか、効率的に職務を執行するための何かの改善が必要と考えているのか。その3点、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>3点ほどご質問いただきました。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>まず、1点目であります。従前2つの課を所掌していた課長が2人いて、それが今度1人になりますので、その辺大丈夫かどうかということです。</p> <p>その辺は大変ご心配をかけるところでありますが、想定といたしましては、課が1つになったとしても、従前の課の分担、課のくくりで補佐は置くつもりであります。よって、従前の農林水産課も現在1人の課長さんがおりますし、従前の商工観光課の体制のところも、産業課になった後もちろん補佐を置いて、その補佐の統括の下で、新しい産業課の課長が農林水産部門と商工観光部門、両方を見とどりするということで考えております。</p> <p>それから、2点目の関係です。新しい課になって、課長の業務分担が増えるだろうが、その辺の給料体系はどうかということですが、こちらは、給料体系は変わりありません。全て給与制度に沿って新しくなった課長が今、位置づけされている級と号にのっとり給料が支給されますので、改めての、追加の支給等はありません。従来の運用の中で給料を支給することになります。</p> <p>3つ目、レイアウトの関係です。議員お話しするとおり、分庁舎の3階はくの字というか、Lの字になっております。Lの字の片面は、農業委員会と農林水産課、もう1つの面に商工観光課が今、配置されております。</p> <p>新しい課になった場合は、その3階全体に農業委員会と産業課が配置されることとなりますが、大きなレイアウト変更は考えてございません。</p> <p>ただ、イメージとしては、新しい産業課の課長が、従前の農林水産部門と商工観光部門、両方を見渡せるような配置が望ましいと思いますので、L字の中の鍵の部分に、例えば、鍵に近いところに新しい課長が配置されて、従前の農林水産課と従前の商工観光部門を見ながら管理できるような形が望ましい。そういうレイアウトを考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと合理性に、とにかく何か機構改革をしなければならない</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>んだと、そういうイメージが、私としては非常に、今の、今回の機構改革について、そういう感じがするものですから、こういった質問をしているんです。</p> <p>ただ、2つを1つにすれば合理的に進めるんだという、どういう計算をして、どこに視座を置いてというか、視点を置いてこのような改革をしているのかなという、そういったものが根本的に、ちょっと疑問といえば疑問があります。</p> <p>というのは、ご存じのとおり、農業政策、米不足から始まって、いろいろな意味で、農業経営者が不足して、これからは日本の農業が成り立っていくのかという、そういう動きの中で、国も食料安全保障というものも含めて、食を守っていくんだと。そういう動きが、やっと今ここ、少し兆しが見えてくるのではないかなという感じがします。</p> <p>となれば、当然当町においても当町の農業を営んでいる方々のその経営、また後継者、また農地の確保で発展的に農産物のPR、そういったものの生産性を上げていくんだと。これからは農林水産課、そのものだけでもかなり考え方によっては忙しくなるのではないかなと、そういう時期に、こうして2課を1つにするという根本的な、戦略的に町がどう考えて、この機構改革をやったというのがよく分からないんです。見えないんです。</p> <p>あと、商工観光にしましても、観光業だけで商工観光をやっているわけではありませんよね。地場企業、小規模事業者、雇用を生むためのこういう地場企業の発展、また、いろいろな意味で衰退していつている現状を、どうやって町が経済をこれから発展させていくんだと、そういった大事な所管の課であると思うんですけど、より専門性に、もっと国の動きも支援する、そういった動きの中で、町はどうこの町を発展させていくんだという、その中でこの機構改革をやっている。私には、町の意図が逆行しているのではないかなと感じますけれども、そうではないんだということをお答えいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>川口議員の思いも重々伝わってくるところであります。</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>決して、現在ある農林水産課の業務であったり、商工観光課の業務を減らしていく、マイナスにするという意図は全くございません。そもそも機構改革ありきでいいというものではなくて、事務の効率性とか、あと人員の配置の関係とか、いかにいわゆる産業分野のところをうまく運営していくかというところもきちんと考えてやったものであります。</p> <p>事実上、きっかけとしては観光物産協会の法人化と職員の派遣等がありますが、その影響として、現在の商工観光課の職員が6人いたものが3人にまず減ってしまいます。それがまず事実であるということも酌み取っていただきたいと思っています。1つの課に3人で、ちゃんと課の組織の在り方とか、人員の配置の考え方から見た場合に、なかなか難しい面がありますので、そこを踏まえて、現在の農林水産課と一緒に、産業という面でちゃんと向き合っていこうということで考えて、今回の機構改革を行うものであります。</p> <p>いろいろご心配な部分も重々分かるんですが、決して現在両課で行っている業務を減らしていくものではなくて、産業課という形で、農林水産部門であったり、商工観光部門であったり、様々な部分で連携するところがありますので、そこも踏まえながら、新しい産業課としてちゃんと臨んでいくということで考えてございます。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>3回目になりますけれども、課長の説明はよく分かります。</p> <p>私が先ほどから言っているとおり、町の戦略として、町の考え方として、この町の産業をどう発展させていくんだ、農業従事者をどう守っていくんだという。あとは小規模事業者、経済的なもの、商工観光課で、1課にして産業課というもので発展させていくんだ。これは町としても大きな使命があると思います。そういった発信を、新しく機構改革によって、より空気が通りやすくなった、そういったことに意識を持った課長にどんどん発展させて、町が活気づいてきた。そういったことの1つの戦略的なものも、やはりこれから示していかなければならないと思います。</p> <p>もう近々にこれから予想されるのは、これは自治体が手を挙げれば</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>ばの話ですが、国で、いろいろなそういう地方自治体が衰退していかないようにというもののメニューがいっぱい出てくると思います。ただ、そこでアンテナを上げないと、町が飛び込まないと、その分のものが町民に還元として返ってこない。そのこのところの意識をよく見て、内々だけの、部屋の中を、2つを1つにしたという、そういう考え方だけは、ないとは言っていますけれど、基本的にやはりいろいろなものを見て、いろいろな情報をとって、それで効率よくこの産業課を進めていくんだと。そういった発信をしていただきたいと、十分に要望しておきます。お願いします。何かあれば。</p> <p>答弁ですか。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>今、新しい提案というんですか、質問というんですか、川口議員の思いを聞きました。</p> <p>その中におきまして、やはり今、観光物産協会が新たに法人化されて設立する。そういう部分で物産、あるいは観光面では、もう物産協会にお任せしたほうが、かえって効率がいいのではないのかなということで、そうしたつもりであります。</p> <p>また、産業部門はどうなるんだということですが、農業、漁業、大変自然状況が変わっていて、厳しい状況が続いていますけれども、農業者でも漁業者でも、目に見えない部分で、大変独立、独自で、若い人たちが規模を拡大して頑張っています。そういう部分で自主的に頑張ってくれるよう、町はバックアップするというんですか。国からの、県からのいろいろな部分で助成があれば、それを取り次いで支援しなければならないことだと思っていますし、現在もやっていますけれども、そういう部分でも、今までの商工観光課でなく、農業、漁業、一次産業に関しましては、情報を支援する、あるいは補助金とかそういう制度があったら、新しい制度にのっとったように産業課で支援するようにして、できれば各事業者が独立していければ大変ありがたいし、そのように誘導あるいは持っていかなければならないのが町の役目だと思っています。</p> <p>いつまでも昔というんですか、過去の農業者を支援するとか、そういう部分でなく、もう自分でやりたいことを、そういうものを聞き取って、取り組んでいきたいという部分、事業者があれば、支援</p>

		<p>するということですか、情報提供しますし。ただ、今見ていると、30代、40代の若い人たちは、全く役場に情報が入って来ない、自分で独自で勉強し、あるいは情報を持って頑張っている部分もあるので、そういう事業者と国・県との取次ぎをするのが、これからの町の役目、産業課の役目かなという気がしておりますので、私はそう考えていますから、今、川口議員がおっしゃったような、そういう部分で、どうするんだという部分もありますけれど、また新しい提案なり情報があったら、支援して応援していただければ、町と議会とも大変うまくいくし、また農業者と、事業者と、うまくいくんではないのかなと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質問ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第67号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第10、議案第68号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。</p>
当局の説明	総務課長	

	<p>(成田光寿君)</p>	<p>議案書 76 ページから 105 ページになります。</p> <p>本案は、今年の青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、通勤手当、宿日直手当の額を引き上げ改定するため提案するものであります。</p> <p>改定の概要ですが、給料月額については、若年層職員を重点に、平均 3.05% 引き上げ、期末、勤勉手当については、支給割合を一般職職員では年間 0.1 月分引き上げ、定年前、再任用短時間勤務職員では、年間 0.05 月分引き上げ、また、通勤手当及び宿日直手当についても上限額の引き上げ改定を行うものであります。</p> <p>改正条例は第 1 条と第 2 条で構成しております。</p> <p>77 ページです。</p> <p>こちら、77 ページからは第 1 条を定めており、今年度 4 月から適用分の宿日直手当と期末手当、勤勉手当、給料月額の引き上げ分を規定し、施行期日を公布日とし、ページ、飛びますが、103 ページからの第 2 条では、来年 4 月 1 日以降に適用となる通勤手当、期末・勤勉手当の改正内容を規定し、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としております。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>154 ページをお願いします。</p> <p>第 1 条関係、今年度 4 月からの適用分の改正です。</p> <p>第 23 条、宿日直手当では、現状、役場庁舎の宿日直はなく条例規定のみですが、一般勤務の単価が 4,400 円から 4,700 円に、半日勤務日の退庁後に継続勤務する場合の単価が 6,600 円から 7,050 円に引き上げられます。</p> <p>なお、おいらせ病院の引上げ対応は規則で定めることとなります。</p> <p>第 26 条、期末手当では、第 2 項、常勤職員について、12 月分、0.025 月引き上げ、第 3 項、定年前再任用短時間職員について、12 月分 0.025 月引き上げするよう、読み替え規定を改めます。</p> <p>154 ページ下段から 155 ページ上段にかけて、第 29 条、勤勉手当では、第 2 項第 1 号、常勤の職員について 12 月分で 0.075 月引き上げ、第 2 号、定年前再任用短時間職員について、12 月分で 0.025 月引き上げするよう改めます。</p> <p>155 ページ中段から 173 ページにわたりまして、給料表の改定を載せております。若年層職員を重点に平均 3.05% 引き上げ改定されておりました、別表第 1、行政職給料表は事務職等、別表</p>
--	----------------	--

		<p>委第2、医療職給料表(1)は医師、別表第3、医療職給料表(2)は薬剤師等の医療技術職、別表第4、医療職給料表(3)は保健師看護師等、別表第5、教育職給料表は教育委員会の教育職、それぞれ職種ごとの給料表を改正いたします。</p> <p>174ページ、第2条関係、来年4月1日以降に施行する規定です。</p> <p>第15条、通勤手当では、自動車通勤者の支給上限額を4万6,000円から6万6,200円に引き上げ、伴って、距離区分の上限も引き上げされますが、距離区分は規則に定めます。</p> <p>第26条、期末手当では、年間の引き上げ割合を、6月と12月、それぞれ均等に割り振りし、第2項は常勤職員で、6月、12月、それぞれ0.0125月引き上げ、第3項は定年前再任用短時間職員で、6月、12月、それぞれ0.0125月引き上げするよう読み替え規定を改めます。</p> <p>175ページです。</p> <p>第29条、通勤手当も年間の引き上げ割合を、6月と12月、それぞれ均等に割り振りいたします。</p> <p>第2項第1号では、常勤職員で、6月、12月、それぞれ0.0375月引き上げ、第2号の定年前再任用短時間職員は、6月、12月、それぞれ0.0125月引き上げます。</p> <p>別表第5の教育職給料表の備考欄の改正は、公立学校の義務教育教育職員の給与等特別措置法の改正により、教育職員の処遇改善として給料月額への加算額が4,000円引き上げされたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>松林議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) 松林議長 11番。</p> <p>11番 (平野敏彦君) 今、説明いただきましたけれども、ちょっと確認したいと思いますが、78ページから、給料表が1級から6級あります。これを見</p>
--	--	---

※「なし」の声※

答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>てみますと、この行政職給料表の最高号給、号給と金額、最高だといくらになりますか。ここをお知らせいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>行政職給料表の最高号給の給料月額というお話であります、級そのものは1級から6級ございます。77ページの表から行政職給料表が始まりますが、見てのとおり、職務の級が1級から6級まであります。行政職の最終ページが80ページから82ページになりますが、級によって最高号給とその給料月額が変わってきますが、例えば1級でありますと81ページの93号で26万8,300円、2級でありますと82ページの125号で、31万6,800円、3級でありますと、81ページの109号給で36万4,200円、4級でありますと、同じページの93号給で39万9,700円、5級ですと、80ページの下、85号給で40万9,000円、6級ですと、同じページで、73号給の42万7,000円になります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>今の現行の給料表でいきますと、6級で42万7,000円が最高号給、支給の最高額だということで、1級から6級まであるわけですが、私、前に聞いたときは、1級から2級、2級から3級、4級、5級と、職務職階の基準に基づいて等級を上げられますよということですが、このままで、今の町で進めている中で、そうすると、65歳、60歳定年、そして延長がありますけれども、この6級の42万7,000円に到達する可能性の課長というのはあるんですか。そこをちょっと確認します。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>6級の最高号給、73号の42万7,000円に到達する課長がいるかどうかというお話ですが、ここは毎年昇給する制度が別途ありますので、そこできちんとシミュレーションしていかなければ正</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>確なことはお答えできませんが、恐らくないと思われま す。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>これは、人事院勧告で示された給料表を町も適用しているわけ ですけれども、私は本当にこの金額でいいのかなと。もっと改善して、 職員の、このままこれが基本になって、退職後の年金とか支給され るわけですよ。そうすると、県の職員、国家公務員に比べれば半分 ですよ、年金の受給が。私の同期と話をして、もうがっくりする より、生活保護をもらうぐらいの差があるなという思いがあるわけ です。ですから、やはり特段、六ヶ所はまた別格で、もう給料も県並 み以上の給料を支給しているわけですけれども、やはり私はこの辺、 町長も職員の将来、生活保障を考えれば、この独自の給料表も1つ 考案すべきと思うんですが、ここ、どう考えますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>当町においてというか、全国の自治体が人事院勧告に準じて給料 表を決めているわけなんですけれども、独自に、本来は決めていい はずで。ところが、それは地方公務員法だったか、自治法だった かちょっと私、度忘れしましたけれども、その中でうたっているの は、地域の、例えばですけれども、50人以上100人未満の企業 を抽出して、その平均給与をもって、それが町民にしっかりと認め られるような額であれば定めていいという内容だったと思ってお ります。</p> <p>ただ、それをやるとなると、時間とそれから協力してもらえる企 業が、おいらせ町に何社存在するのかということを考えていくと、 なかなか難しい。そういうことで、全国の自治体は人事委員会を持 っている県とか国に準じて給料表を決めているわけですし、町で独 自に決めるとなると、今言いましたように、なかなか難しい面があ るのかなという気はしております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	<p>松林議長</p>	

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第68号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第11、議案第69号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書106ページ、107ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職の職員の給与改定に鑑みて、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。</p> <p>改定内容ですが、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げするもので、改正条例は第1条と第2条で構成、第1条では、今年度適用分を規定し、施行期日は公布日。第2条では、来年度施行分を規定し、施行期日は令和8年4月1日となります。</p> <p>詳細は新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>176ページをお願いいたします。</p> <p>(1) 第1条関係ですが、今年度支給分に関する規定です。第7条第2項、期末手当の支給割合、12月分で0.1月分引き上げと</p>

		<p>します。</p> <p>(2) 第2条関係です。来年4月以降支給分に関する規定で、第7条第2項、期末手当の支給割合について、6月分、12月分、それぞれ0.05月分引き上げするよう改めます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第69号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第12、議案第70号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
当局の説明	<p>総務課長</p> <p>(成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町特別職の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。</p> <p>改定の内容ですが、町特別職の期末手当引き上げ改定に準じて、</p>

		<p>町議会議員の期末手当の支給割合も0.1月分引き上げするものであります。</p> <p>改正条例は第1条と第2条で構成しており、第1条では、今年度適用分を規定し、施行期日は公布日。第2条では、来年度施行分を規定し、施行期日は令和8年4月1日となります。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表177ページで説明いたします。</p> <p>(1)の第1条関係は、今年度支給分の規定で、第5条第2項、期末手当の支給割合を12月分で0.1月分引き上げ、(2)第2条関係では、来年4月以降支給分の規定で、第5条第2項、期末手当の支給割合を6月、12月分それぞれ0.05月分引き上げすることになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>松林議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第70号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後12時04分)</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>松林議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第13、議案第71号、おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書110ページ、111ページをご覧ください。</p> <p>本案は、さきの議員全員協議会において説明しておりましたが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙における選挙公営の限度額が引き上げられたことから、町議会議員選挙及び町長選挙についても、国に準拠した内容に改めるため提案するものであります。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>議案書178ページをお願いします。</p> <p>第2条、第4条第1号は、選挙運動用自動車の一般運送契約を行った場合の上限単価で、5万1,500円から6万4,500円に引き上げ、第4条第2号アは、自動車借上契約による場合の上限単価が1万3,390円から1万6,100円に引き上げ、次に179ページ、第4条第2号イは、自動車燃料供給契約の上限単価が、7,210円から7,700円に引き上げ、第4条第2号ウは自動車運転雇用契約時の上限単価が1万円から1万2,500円に引き上げとなります。</p> <p>第6条及び次のページにかけての第8条は、選挙運動用ビラの作成に関する規定で、1枚当たりの上限単価が7円51銭から、8円38銭に引き上げとなります。180ページの第11条は、選挙運動用ポスター作成に関する規定であり、1枚当たりの単価計算における基準額が347円16銭から、586円88銭に引き上げ、また加算額も13万3,900円から31万6,250円に引き上げ改定するものであります。</p> <p>条例の施行は公布の日からとなり、以後に執行される町議会議員</p>

<p>当局の説明</p>	<p>松林議長</p>	<p>選挙及び町長選挙から運用することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって法案は原案のとおりに可決することに決しました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第14、議案第72号、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書112ページ、113ページになります。</p> <p>本案は、全国の市町村で一斉に進められている地方公共団体情報システムの標準化作業に関して、住登外者宛名番号管理機能の独自利用事務にあたり、所要の改正について提案するものであります。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>議案書181ページをお願いいたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>別表第2は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、マイナンバーを市町村システムで利用する際、法律で定められている事務以外に、市町村が独自に利用する事務について、条例で規定しているもので、地方公共団体情報システムの標準化作業により、住登外者の情報管理機能が実装されたため、追加するものであります。</p> <p>条例の施行は公布の日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>松林議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第72号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>松林議長</p> <p>日程第15、議案第73号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>子育て支援課長。</p> <p>それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。</p>
--------------	---------------	---

	<p>長 (小向正樹君)</p>	<p>議案書の114ページから116ページをご覧ください。        新旧対象表は182ページから184ページになります。        新旧対照表で説明いたします。</p> <p>本案は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待の通報義務及び利用乳幼児の健康診断について、国に準拠した内容に改めるため、引用している3つの条例改正について、提案するものであります。</p> <p>改正内容について関連がありますので、3つの条例について一括して説明させていただきます。</p> <p>初めに、虐待等の禁止に係る引用条項の改正についてです。</p> <p>令和7年4月25日に公布された児童福祉法の一部改正に伴い、虐待対応の強化として、児童福祉法第33の12、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等について、新たに第2項、第3項が追加されたことに伴い、第33条の10各号から、第33条の10第1項各号に改正されたため、引用している3つの条例を改正するものであります。</p> <p>次に、利用乳幼児の健康診断に係る引用条項の改正についてです。</p> <p>令和7年9月16日に公布された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加しております。</p> <p>従来は施設及び事業の利用に関して、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみ、全部または一部を行わないことができるとしておりましたが、新たに母子保健法に基づく乳幼児健康審査が行われた場合が基準に追加されたため、引用している条例を改正するものであります。</p> <p>条例の施行は公布の日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。        これから質疑を行います。        質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)        松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。        これから討論を行います。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第73号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり、決定することにご異議はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって法案は、原案のとおり可決することに決しました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第16、議案第74号、おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p>
	<p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は117ページ、添付資料は185ページになります。</p> <p>本案は、さきの議員全員協議会においてもご説明させていただきましたが、おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家及び白鳥保護監視所について、指定管理者制度を活用し、指定管理者に管理を行わせるため、管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。</p> <p>それでは、指定管理者が管理する対象施設、指定管理者の概要説明については、添付資料で行いますので、185ページをお開きください。</p> <p>初めに、(1)対象施設についてご説明いたします。施設名はネイチャーセンター白鳥の家及び白鳥保護監視所となります。指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。その他の情報は記載のとおりとなっております。</p> <p>次に、(2)指定管理者の概要についてご説明します。団体名称は、一般社団法人おいらせ町観光物産協会、代表者名は会長木村雅行、その他の情報は記載のとおりとなっております。</p>

		<p>次に、(3) 指定管理者の選定経過、理由についてご説明いたします。</p> <p>当該施設の指定管理者については、町、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号の規定により、非公募として当該団体を候補者として選定した上で、申請を受け付けし、有識者等で構成するおいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家指定管理者プロポーザル審査委員会において、当該団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。当該団体は公共施設の管理運営実績はないものの、町の観光及び物産事業の振興を図り、祭り等のイベントや、公園環境整備作業、白鳥愛護活動等の企画運営や、おいらせブランドの推進などの実績があるとともに、当該施設の特性を生かした魅力的な主催事業及び自主事業の具体的な提案が評価されたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>14番。</p>
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>14番、西館です。ここまで進んできたものですから、何が何でも反対ということはございませんが、チェックのためにちょっと確認の意味で質問させていただきます。</p> <p>これは3名、場所が必要なのであれば、分室なりを設けて、ネイチャーセンターを使いながら、プロジェクトチームとして、3年なら3年、「これをやるよ」ということで、そうしていれば済むことをわざわざここまでやらなければならないのだろうかということについて質問、趣旨は前と重なりますけれども、そう思います。</p> <p>まず第一に、ほかで、このようにして、指定管理者に使用もさせる。それから、補助金団体、年間1,000万円ぐらい近い補助金の団体だ。そういう団体に対して指定管理させる、そして、なおかつ使用させるという、こういう事例は、全国的にはどうなのでしょう。お願いします。</p>
	松林議長	<p>商工観光課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>西館議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>ご質問の趣旨は、補助団体である一般社団法人、町の観光物産協会の事務局が白鳥の家に事務局を移転させて、さらになおかつ指定管理を受けさせることはどうかというようなご質問かなということ で受け止めをいたしましたけれども、どここの施設あるいはどここの団体がそのようにやっているという具体的な名称というのは申し上げることができないというか、そこまではっきりとした事例というのを持ち合わせてはおりませんけれども、例えば、全国的にはあるケースだとは思っております。</p> <p>今年は二戸市に視察に行っていました、二戸市の観光コンベンションセンターにつきましても、そのような形で事務局を移転して、移転と言いますか、施設において運営をしているとか、あるいは近いところであれば、V I S I Tはちのへも、ユートリーの中に事務局を置いて、なおかつユートリーの指定管理を受けてやっているというような事例、こういうのは多分、しっかりと全国に何か所あるとか、どこがやっているというのまでは調べてはおりませんけれども、あるケースだとは思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>あるケースだと答弁があったのだけれども、それは確たるものではないと承りました。なおかつ、確かにそういう指定をされているかもしれないけれども、さらにそれを使用することになると、これは指定管理のシステムというのは、管理に特化したものだと思うのですよ。果たして、これ、使用できるのかなということで、この中にある文言を見てみたら、185ページの(3)に、管理運営という言葉が。でもこれは管理の運営ですよ。全体を使用して、運営、運用していくのだというのとは、これは違いますよね。ここは違うということだと思うので、行政指導では、もし使用するとなっても、それは町と同じような、町が志していることのノウハウが可能だから、ノウハウがあるからという理由づけではなくて、あくまでも経験豊富な人たちに任せてくださいと公募しないのであれば、そうなっていますし、使用させるのであれば、当然これは使用の範囲、こ</p>

		<p>れは恐らくこれとこれのついているものは、管理というのはどういうことで、こういうことですよという、管理にはあるけれども、使用というの1行もないと思うのですよ。やっぱり行政指導は、使用というところもちゃんとさせてくださいということですから、それについてはどうなっているのかなと。</p> <p>例は悪いけれども、そういうことをしなければ、ひさしを貸して母屋を何とかというのがピッと来たのだけれども、課長の見解をお願いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>ご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>指定管理者が管理をする施設を、団体の本拠とすることは可能かということで、ネットで調べはいたしました。基本的には、法的に規制されるものはないと考えております。</p> <p>そういう意味では、どういうケースが駄目だというようなまではネットの情報では調べることができなかったもので、それ以上は調べ尽くしてはおりませんけれども、施設の管理運営に必要な事務所スペースを設置して、そこを管理業務のために拠点とすることは可能だとは情報としては見つけておりましたので、法的に規制するものがないということと、その情報ということ踏まえて、問題はないのかなとは思っておりますけれども、事務所をそこに置くことによって、住民が利用する上で邪魔になるとか、あるいは何らかの影響が出るというのは好ましくないということは書いてありますけれども、そういうことになるということも想定されないことからすれば、特に問題はないのかなとは受け止めをしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今、課長の後段の答弁の下りは、全く誰が考えたってそのとおりで、それが若干文章化されているということです。</p> <p>今の答弁、今全体は、あくまでも管理ということの範囲を超えていない答弁。管理ということであれば、当然そこを根拠として、机を並べてやる。こんなのは当たり前の話であって、問題はそれを使</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>用させて、なおかつそれは補助団体だと、こういうことは、この管理に関する法令は、何ら予想・予定していなかったことだと思いますよ。だからそれが出てきたのであれば、ちゃんと使用の範囲はこうですよ。条例化までいかなくても、何らかの定めができるわけですから、そういうのをちゃんとやると。</p> <p>それから、仮に協会にお金をいくらか払ったとしても、最終的には補助金を減額すればぺいぺいになるのだということ、そういう話もあったけれど、果たしてそういう問題かなとも思います。補助金と使用料、これははっきり相殺されると考えていますか。</p> <p>今、これが最後のくだりの質問で、前段もよろしくをお願いします。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>お答えをしたいと思います。</p> <p>指定管理を受けた観光物産協会が、白鳥の家を自由に、好きなように使えるかということに関しては、そういうことではないと受け止めておりますし、指定管理者の制度そのものも、そのようになっておまして、地方自治法でも定めがありますけれども、基本的にはしっかりと町と指定管理者の間で、どういうことをやるんだとか、あるいはどういう形で運営していくんだということに関して、協定を締結して、要は文字にして、お互いに協定を締結するという形でやるということが、町の条例としても、具体的な項目立てをされて規定をされております。</p> <p>そういう意味では、前提として法的に規制するものはないということで、こちらも捉えておりましたので、その中身につきましては、具体的にこういうケースは駄目ですよとか、そこまでは、今のところは、調べるまではできておりませんので、これは今後もしっかりと勉強をしてまいりたいと思っておりますけれども、そういう形で町と指定管理者の間で、しっかりと協定を締結した上で、まずは実施していくということになります。</p> <p>それからあと、補助金と指定管理料が完全に相殺されるかという話でありますけれども、実際には、これまでもそうですが、観光物産協会が補助を受けているというの、ほとんど、九十何パーセントというのが、イベント、百石まつり、下田まつりとか、そのほか各種イベントの運営費として、大体1,300万円ほど補助を受けて</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>おりますけれども、それと今回の指定管理料とが相殺できるかという話になりますと、そうはなりません。イベントの運営はそのまま継続していくことになりますので、その1,300何がしというお金は、そのままこれからも援助していただかないと、協会としてはイベントを運営できませんので、その分はその分で補助をいただくと。それに加えて指定管理は指定管理料という形で、委託料のような形でいただくということになりますので、単純にそれとそれは相殺できるかというご質問については、できないということでお答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p> <p>榎山です。この件については、観光物産協会にとっては長年の夢であったし、法人化できたということはようやく独り立ちができるということにもなってきているので、ここにも掲げてある、稼げる観光、そういうことになっていただきたい。それにまた努力していただきたいと、そのようには思っていました。</p> <p>それで、細部のことなのですが、聞きたいことは、全員協議会のときに話があったのですが、間木堤の公園の管理の関係が、この観光協会のそれにも入っていたと思うのですが、その範囲を教えてくださいと、それから今後、除雪とかそういうのも、前までは好意で個人がやってくれていたのかも分からないのですが、そこら辺をどう考えているのか。それを教えてくださいと、思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (榎山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>榎山です。この件については、観光物産協会にとっては長年の夢であったし、法人化できたということはようやく独り立ちができるということにもなってきているので、ここにも掲げてある、稼げる観光、そういうことになっていただきたい。それにまた努力していただきたいと、そのようには思っていました。</p> <p>それで、細部のことなのですが、聞きたいことは、全員協議会のときに話があったのですが、間木堤の公園の管理の関係が、この観光協会のそれにも入っていたと思うのですが、その範囲を教えてくださいと、それから今後、除雪とかそういうのも、前までは好意で個人がやってくれていたのかも分からないのですが、そこら辺をどう考えているのか。それを教えてくださいと、思います。</p>
	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、榎山議員のご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>公園の管理の範囲ということでのご質問でございますけれども、下田公園全体の管理につきましては、地域整備課であったり、施設によっては社会教育・体育課ということになりますけれども、観光物産協会が管理する範囲というのはあくまで白鳥の家、それからその白鳥の家の下にある保護監視所、その駐車場とか、あるいは施設と保護監視所の間にあるステージのような場所とか、そういう意味</p>

		<p>では公園全体の中で言うと、その一部分の管理ということになります。</p> <p>それから除雪につきましては、これまでもそうですけれども、白鳥保護監視員として委嘱している監視員さんが冬場、雪が降れば早めに除雪機で除雪したりということをしておりますけれども、これに関しましても、今後、観光物産協会が白鳥の家の指定管理を受けることになると、観光物産協会の事務局員がやったりとか、あるいは白鳥保護監視員さんがやったりとかということで、その時々で状況で除雪をしていくということになりますが、公園全体ということではなくて、施設の周辺の部分ということのみになると思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p>
質疑	<p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>分かりましたけれども、お互いに連携をとって、しっかりとした管理をしていただきたい。特に間木堤の周辺の歩道、道路、あるいはウォーキングだったりとか、いろんな方々が来て歩いています。やっぱり環境をよくしないと人も来ないだろうと思いますので、そこをしっかりとやっていただきたい。除雪についてもそのとおりです。</p> <p>そうしないと、あの施設だけは管理しました、だけれども、公園の関係、肝心の本当の目玉になる部分は違うほうの管理ですよというようなことになって、しっかりした整備ができないと、あれはもう成り立っていかないと思いますので、そこら辺の連携をしっかりとっていただきたい。それをお願いしておきます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>指定管理運営の運営費として2,811万9,000円が説明の中にありました。これは3年間、この金額で推移することになると思いますけれども、この確認と、この管理運営費2,811万9,000円を算定する際の、例えば指定管理者の場合は、100経費が</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>かかるのであれば、管理者の経営努力とかそういうものを加味して、8割ぐらいの額で指定管理者と契約しているというような実例があるわけですが、この場合は、選定した金額がいくらになって、この2,811万9,000円の管理費になったのか。この積算の根拠をまず1つお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、この説明の中では、物産協会が町のイベント等を主催運営するために、町から補助金をもらっているわけです。もうこれは、今までどおりで移行するのだというようなことで理解をしました。ただ、その指定管理として、さっき言った100のうち8割を指定管理で受けた場合、その後の2割分については指定管理者が自主事業でいくら収入を上げてもいいですよということが、私はこの指定管理のいいところだなと解釈していたんですけども、そういう事業が組まれているのかどうか。</p> <p>3年間契約して運営するわけですから、少なくとも、今3年間の中の自主事業で、例えば、関わる経費が100のうち110になった、120になったときに、その指定管理者が町に上がった分、10%とか20%のうち一部をちゃんと町に寄附しているというような事例も私は確認しています。ですから、そういうこともあるのかどうか、ここを1つお聞かせいただきたいと。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>指定管理料につきましては2,811万9,000円ということでご指摘のとおりですが、3年間のトータルの経費として、2,811万9,000円ということで、こちらには記載をしております。</p> <p>具体的に申しますと、令和8年度につきましては908万6,000円、令和9年度につきましては951万6,000円、令和10年度につきましては951万7,000円と、この3年間の合計がこの2,811万9,000円ということになっております。</p> <p>算定する際には、8割ぐらいになっているというのが一般的ということのご指摘でございますが、こちらの経費算定にあたっては、基本的には現在の令和7年の町で様々執行している経費の金額、それから令和6年度の決算額等を見込んだ上で積算をしている金額で</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ございまして、これにつきましては、これまでの予算あるいは決算でいくと、白鳥の家の管理に関しましては、年間大体1,300万円ぐらいの経費がかかっているところでございますが、これが大体900万円あるいは950万円ということで積算をしておりますので、何割という計算まではしておりませんでしたけれども、8割弱ぐらいになるのかなと見込んでおります。</p> <p>それから、あと自主事業でございますけれども、自主事業については先ほどご説明する中で、プレゼンテーションを行ったということで申し上げましたが、そのプレゼンの中の事業計画書の中に、様々観光物産協会として指定管理を受けたらこういう事業をやりたいんですというような事業が結構記載をされておまして、その中には収益を上げるような事業というの載っておりますので、それらを、努力していただいて収益を上げていただきたいということで考えております。</p> <p>最後に、町に対して収益が上がった分のいくらかを寄附するというような団体も見受けられるというお話でございましたけれども、今回の観光物産協会につきましては、これまでも、今後も補助団体として運営されていくこととなりますので、自主事業で収益が上がりましたら、その分を補助金に充当いたしまして、町からもらう補助金を減額していく努力をしていくということで考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>今、説明いただきました。3年間で2,811万円というのは分かります。トータル的に、今の8年、9年、10年、この推移でいきますと、いくらも下がらないわけですね。8年は908万円、10年が951万6,000円、その次が951万7,000円、その金額が全然変わっていない。これらについては、指定管理者に対してもちゃんと理解をされているのかどうか、私は今言っている大体年間1,300万円、維持管理でかかっているのだということで説明がありましたけれども、本当にこの金額で運営していけるのか。例えばマイナスになった場合はどうなるのか、この辺も1つ確認したい。</p> <p>それから、町の観光物産協会が観光事業等で補助金をもらって、</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>運営するわけですがけれども、自主事業で収益を上げた場合は町の補助金を減らすというのは、ちょっと私は理解できないのですが、町の補助金を受けているというのは、町の事業を肩代わりしてやっているから補助金を受けているわけで、その物産協会が指定管理者となったときに、独自の事業を組んで収益を上げる。これもできるわけですから、そういうもので、上がったもののうちの管理料をやるものについては、ほかの団体ですと、町とか市に一部寄附しているわけですよ。課長の言っているのは、ずれていると思います。</p> <p>それはそれで受けて、事業して、町から補助金をもらっているのは、事業をするから、町から補助金をもらうわけで、自分たちが計画して、こういう形で、人を集めて事業して、収益が上がった。予想以上に上がった、これはやはり町に対して還元しようというシステムというのが。</p> <p>例えば、スポーツ施設でも大きな大会をやって観客が増え、予想以上に入って収入が上がって、こんなに上がったという施設、そういうので、町に恩返しの形で寄附してくる。そういう事例を私は今まで見てきたんですけども、今の課長の話だと、私はずれていると思いますよ。やっぱりその辺びちっと整理して、この指定管理の部分をやっついていかないと、町だけが先行して、自主性が損なわれるのではないかと思いますよ。</p> <p>もう1回お願いします。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは平野議員の質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まずこの経費を積算するにあたってでございますけれども、令和6年度の決算、それから令和7年度の町の予算、この施設を運営するにあたって必要となる経費を、それをベースに積算をしたわけなんですけれども、物価としては2%、それから人件費も3%ということで、一応、物価高騰等に対応できるようにと見込んでおりますけれども、それ以上に物価が高騰しているような状況でもありますので、この時点で積算した金額より、もしかすれば年度ごとには支出が増えてしまって、マイナスになるというような可能性も、現段階ではそうならないようには積算をしたつもりではありますけれども、実際には可能性としてはあることかとは思っています。そうなっ</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>た際には、また町と相談をさせていただいて、指定管理料の見直しというところは相談をしていく必要があるのかなとは思っております。ただ、なるべく節約をしていただくようにして、指導をしていきたいとは思っております。</p> <p>それから、自主事業で収益を上げたら、町に対して還元する、私の答弁がちょっとずれているのではないかとご指摘いただきましたが、意味合いとしては、同じ意味で町に還元するというつもりで先ほど答弁をしたつもりでございますけれども、単純化して申し上げますと、今、様々イベント等を開催するにあたって、例えば1,000万円補助がありましたと。自主事業で100万円、もし黒字になりましたということであれば、その100万円のうちのいくつか、例えば50万円でもいいですけれども、それを町に還元する意味で、町の補助金1,000万円もらっていたのを、950万円に減らすということでの補助金を減額するなどして、収益分を町に還元するというようなイメージで、答弁を申し上げたところでございましたけれども、もしかしたら受け止めと言いますか、私の答弁がちょっと、それこそずれていたのかもしれませんが、そういう意味で、町に対しては、収益は全部協会のものであるということではなくて、そもそも協会が補助団体であるということを念頭に、町に還元していただきたいというのは、同じ考えでございます。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>11番。</p> <p>課長の答弁、何も別に指定管理しなくても、町の補助団体として、やればいいのではないですか。私はそういう意味では、ちゃんと町が、これこれこれこれの事業については補助金を出してやっていく。今まで観光協会がやってきているわけですから、それはそれで別枠だと思いますよ。</p> <p>やはり、何のためにこの観光物産協会が法人化して、それこそ町と連携してやっていこうというのが、私はよく理解されていないのではないかと。やはりおいらせ町に欠けている観光、そういうものをもっと自主的に、町でなかなか取り組めないものまで取り組んでいくんだと。そのためにスタッフもそろえるし、いろんな開発、そしてまた選定もしていくという思いがあるわけですから、やはりそ</p>
	<p>【青森県上北郡おいらせ町議会】</p> <p>- 60 -</p>	

答弁		の辺をちゃんとしっかりしてもらいたいなと思いますし、それから経営的に、町と相談してその3年間のうちの、赤字なればやるとか、節約とかというのは、そのために3年間の契約をするわけですから。一緒になって、どうやって自主的に運営して、収益を上げていくかというのなら、行政も支援すべきだと思うんですよ。そこで任せるのではなくて、やっぱりそこで持っている指定管理者のいいものを生かしながら、町がバックアップしていくんだと、応援するんだと。ですからそうでないと、3年間のうちで赤字になれば町と相談して、ここの部分を補充するとか、そういう甘いものでは駄目だと思いますよ。町長、どう思いますか。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	平野委員の思いを熱く語っていただきまして、私も基本的にはそのような気がしております。 ですから、できるだけ観光物産協会におきまして、3年間で黒字化できるような運営方法をぜひ考えて、そのためにも、町でも3年間職員を派遣して応援しているわけですから、その3年のうちに赤字にならない程度、そして将来的には黒字になるような考えを持って事業に取り組んでくだされば、今日たまたま観光物産協会会長が傍聴にも来ていますので、そういう部分も含めて、議会ではこういう意見が出たというのは、多分耳が痛くなるほど聞いたと思いますので、私もそのようにお願いしているし、協力していくつもりですので、もう3年間様子を見てください。 以上です。
	松林議長  (議員席)	ほかにございませんか。  **「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声**  討論なしと認めます。

当局の説明		<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第74号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
	松林議長	<p>日程第17、議案75号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書118ページ、119ページになります。</p> <p>本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することから、当該組合から脱退するにあたり、規約の変更等、関係地方公共団体との協議が必要になるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき提案するものです。</p> <p>具体的なものは新旧対照表でご説明いたします。186ページをお願いいたします。別表第1、構成団体の変更であり、構成団体から黒石地区清掃施設組合を削除するもので、施行期日は令和8年4月1日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、法案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第75案について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第18、議案第76号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは議案第76号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書120ページ、121ページになります。</p> <p>本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することから、当該組合から脱退するにあたり、規約変更等、関係地方公共団体との協議が必要になるため、先ほどの議案第75号と同様の手続のため、提案するものであります。</p> <p>具体的なものは新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>187ページ、188ページをお願いいたします。</p> <p>187ページ、別表第1、構成団体の変更です。構成団体から黒石地区清掃施設組合を削除します。</p> <p>188ページ、別表第2、公務災害補償に関する事務の対象市町村等から、同様に黒石地区清掃施設組合を削除するものです。</p> <p>施行期日は令和8年4月1日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第76号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>14時35分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時18分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時35分)</p>
	松林議長	<p>日程第19、議案第77号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>それでは、議案第77号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は122ページから129ページになります。</p> <p>本案は、規定予算の総額に5億6,428万8,000円を追加し、予算の総額を138億3,605万5,000円とするものです。</p>

126ページをご覧ください。

第2表、継続費補正は戸籍情報システム等標準化事業について、年割額を変更するものです。

127ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費は、下田公園野球場、クレイ舗装等改修事業について、年度内の完了が困難なことから、予算を翌年度へ繰り越して使用するため設定するものです。

128ページをご覧ください。

第4表、債務負担行為補正は、議会広報印刷製本業務委託料など、令和8年度の11件の事項について、今年度内に入札手続を行う必要があることから、予算の裏づけとして、今年度の支出がない、ゼロ債務負担行為設定をするものです。

129ページをご覧ください。

第5表、地方債補正は新庁舎建設事業など3件について、事業費の変更に伴い、限度額を変更するものです。

続いて、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

別データの「令和7年度一般会計補正予算第5号に関する説明書」をご用意ください。

主な歳出の内容からご説明いたします。

11ページをご覧ください。

2款1項8目、新庁舎建設費の16節、土地購入費、1,987万7,000円の増額は、新庁舎建設予定地の北側の職員駐車場用地の取得費用を計上するものです。

2款2項1目、企画総務費の18節、生活支援クーポン支給事業費補助金、1,500万円の追加は、物価高騰に伴う生活者支援対策として、消費還元費用の一部助成のため計上するものです。

17ページをご覧ください。

3款1項3目、高齢者福祉費の18節、地域密着型サービス等提供施設整備費補助金、4,150万円の追加は、国庫補助により認知症対応型共同生活介護施設の増床費用を補助するため計上するものです。

18ページをご覧ください。

3款2項2目、児童措置費の19節、子どものための教育保育給付費、1億5,559万5,000円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。

	<p>22ページをご覧ください。</p> <p>6款1項2目、農業総務費の18節、畑地化促進事業費補助金、1,369万3,000円の追加は、国の負担により水田を畑地化する際に要する土地改良区・地区除外決済金等に対し助成するため計上するものです。</p> <p>同じく5目、農地費の18節、下水道事業会計資本的収入補助金、1,481万6,000円の減額及び25ページをご覧ください。</p> <p>8款3項2目、公共下水道費18節、下水道事業会計資本的収入補助金、8,344万6,000円の増額は下水道事業会計の補正に伴い計上するものであります。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>10款5項2目、体育施設費の14節、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事費、8,300万円の増額は、長寿命化工事の内容の見直しのため計上するものです。</p> <p>11款2項1目、社会教育施設災害復旧費。2目、保健体育施設災害復旧費及び31ページの3項1目、その他施設災害復旧工事費は11月1日の大雨、暴風の影響により施設が破損したため計上するものです。</p> <p>12款1項2目、利子の22節、町債償還利子、1,449万7,000円の増額は、令和6年度借入分の利子及び利率見直し方式借入分の利率変更に伴い計上するものです。</p> <p>また、各款にわたり、給与条例改正に伴う給与費補正の増額等を計上しております。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p> <p>次に歳入の内容についてご説明いたします。</p> <p>前に戻りまして、6ページをご覧ください。</p> <p>15款1項1目、民生費国庫負担金の4節、子どものための教育保育給付交付金、7,703万9,000円の増額は、歳出の3款、民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。</p> <p>15款2項1目、総務費国庫補助金の1節、物価高騰対応重点支援地方交付金、1,307万3,000円の増額は、歳出の2款、総務費に計上した生活支援クーポン支給事業費補助金の財源として計上するものです。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>16款1項1目、民生費県負担金の4節、子どものための教育保</p>
--	---

	<p>育給付費等交付金、3,295万7,000円の増額は、歳出の3款、民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。</p> <p>16款2項2目、民生費県補助金の3節、地域密着型サービス等提供施設整備費補助金、4,150万円の追加は、歳出の3款、民生費に計上した地域密着型サービス等提供施設整備費補助金に係る財源として計上するものです。</p> <p>同じく4目、農林水産業費県補助金の1節、畑地化促進事業費補助金、1,369万3,000円の追加は、歳出の6款、農林水産業費に計上した畑地化促進事業補助金に係る財源として計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目、財政調整基金繰入金、2億856万4,000円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。なお、令和7年度末時点の当該基金残高は、予算ベースで約16億9,000万円となる見込みです。</p> <p>22款1項1目、新庁舎建設事業債、8,510万円の増額は、新庁舎の実施設計等に係る財源として計上するものです。</p> <p>同じく7目、下田公園野球場改修事業債、7,470万円の増額は、歳出の10款、教育費に計上した下田公園野球場クレイ舗装等改修工事費に係る財源として計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p> <p>ページが後ろに行きます。</p> <p>32ページから35ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映したものです。</p> <p>次に36ページをご覧ください。</p> <p>継続費に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している継続費の内容を掲載したものです。</p> <p>次に37ページから40ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書には、今回の補正内容を反映させた、現在設定している債務負担行為の内容を掲載しております。</p> <p>次に41ページ、42ページをご覧ください。</p> <p>地方債に関する調書には今回の補正内容を反映させた年度末の現在高の見込みを掲載しております。</p> <p>最後に43ページから47ページの補正予算、主な内容は予算案</p>
--	--

		<p>審議の参考として、主要な個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入全般について質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算第5号、説明書6ページから8ページになります。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、〇〇の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>これから質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>3番 (小笠原伸也君)</p> <p>松林議長</p>	<p>事業別明細書の23ページは、まだですか。</p> <p>歳入の6ページから8ページになります。</p> <p>じゃあ、まだですね。</p> <p>何か質問ございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	<p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>松林議長</p>	<p>私は6ページの、先ほど話があった物価高騰対応重点支援事業交付金、1,307万3,000円。歳出にも1,500万円ですか、計上していますけれども、この中身をもうちょっと詳しく説明してもらえますか。</p> <p>これはおこめ券なのか、おこめ券だと1世帯500円とか何とかとテレビなんかでやっていましたけれども、それにあたるのか、この辺の説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから16款の、7ページですけれども、4目、農林水産業費の農業費補助金のところで、農業次世代人材投資事業補助金、150万円減額になっていますけれども、これは対象とする人がなかったのか、この辺の説明をいただきたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、平野議員の質問にお答えします。 6ページの物価高騰対応重点支援地方交付金についてであります。</p> <p>まずこちらの事業、先般の全員協議会で説明させていただきましたが、説明が不足だったのか、理解いただけないという状況で、再度ご説明を申し上げます。また、今テレビで、報道等で、補正予算のニュースが流れておりますけれども、そちらの事業、これからの補正予算とは違う令和7年度の事業だということで、まずご理解いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、説明をいたします。</p> <p>この生活クーポン券の事業については、約1,200万円という交付金の中で、非常に交付金が少ないということで、何の事業に充てたらいいかということで、課もしくは全庁で調整させていただきました。</p> <p>その中で、経費をかけないということで、今、物価高騰に直面している、おこめ券ではないですけれども、米を標準としたものにクーポン券で1,500円分の引換券として、例えば米を今4,200円程度から4,500円ぐらいしていると思うのですが、それに対して買った方に、1,500円分のクーポンを1,500円の買い物券として提供して、さらに、そこの事業所で購入してもらえるということで、消費者にとっては物価高騰対策、事業所にとっては事業所支援という形で、今回制定して、補正予算として提案したものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、農業次世代人材投資事業補助金の対象者がなかったのかということのご質問についてお答えします。</p> <p>実際には問合せ等はいただきましたけれども、実はこれ、例えば、前年度の所得、収入、農家の方ですと、例えば親が農家をやっている</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>て、次、自分が新たに農業を始めるよといったときに、所得制限とかがありまして、具体的には600万円なのですが、そういったものが超えていて対象にならなかった方、あるいは相談を受けていましたけれども、まだ今年度は実施しないということで、今回対象者がいなかったというものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>今の生活クーポン券の説明ですと、例えば、この前「デーリー東北」に載った「米5キロ購入で1,500円分の商品券」という記事があるんですよ。米5キロ購入ということは、米5キロを購入した場合、1,500円を助成する方針を示したと新聞にあります。世帯ごとにクーポン券を配布し、スーパーで米5キロを購入すると、その店で使える1,500円分の商品券をクーポン券と交換できる仕組みということは、必ずその町内の、そのスーパー等で米5キロを購入しなければ、その商品券はもらえない。</p> <p>例えば農家の人で、米、何も必要ねえのさ。米を5キロ買って、そのクーポン券をもらうというようなことになるのか、それとも、米でなくても、副食的なものでも、1,500円で購入することによって、その券をもらえるのか。</p> <p>この辺、この前のテレビなんかを見ますと、自治体にいい発想等があれば国ではお任せをしたいという報道もありまして、町でそういうもので、もう決めてしまっているのであれば、ちょっと先走っているのかなと。まだ券も配布になっていませんから、そういう意味では、この考え方についてもう1回、確認をしたいと思います。</p> <p>農家の場合の例、そういうときには、町内のそういうところでは対応が可能ですよということになるのか、ここをもう1回お願いしたいと思います。</p> <p>それから、次世代の人材の部分については、一定の条件があって、それに合致しなければ駄目だということですが、そうすると農家で世代交代するとか、そういうものは対象にならないということですか。</p> <p>ここ2点、お願いします。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、平野議員の再質問にお答えいたします。</p> <p>まず、今の生活クーポン券の対象については、商品のターゲットについてはお米であります。おこめ券ではありませんけれども、お米を対象としたクーポン券ということで考えました。</p> <p>これが例えば、お米ではなくて、いろんな商品に使えるという形になると、交付金の予算額が小さい中で、非常に煩雑になるということで、今回はお米ということで提案させていただきました。</p> <p>それと、お米以外に使えないのかということ、あと農家の方はどうなんだというご質問であります。これについては煩雑化を避けるために、お米というターゲットを絞って、先ほどもお米という形で言わせてもらいましたけれども、米だけで農家の人も対象ですけれども、場合によっては平野議員のおっしゃるとおり、必要ない方もいらっしゃいますが、今回、先ほども何度も言うようにですけれども、交付金が少ない。また、これから出てくる交付金と、繰り越しして合算できない。令和7年度の11月末までの申請をするということでありましたので、致し方なく、今回ターゲットを絞ったお米のクーポン券というか、生活支援クーポン券という形で、提案させていただきましたということにご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>こちら、親から世代交代、経営承継のことだと思いますが、する場合には対象にならないかということのご質問ですが、基本的にはこちらは新規就農ということで捉えられております。</p> <p>ただ、親から引き継ぐ場合であっても、例えば全く同じ作目で引き継ぐのではなくて、新たな作目等で経営を、親とはまた違う形で経営していくというのが認められれば、新規就農計画等をつくっていただいて、町、県等と協議していただく形になりますけれども、そういうのがあれば、対象にもなり得るという制度でございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>このおこめ券配布の部分では、農水省の回答ですと、自治体に工夫してもらおうという、テレビで農水大臣が答弁しているわけですが、自治体に工夫してもらおうということは、これにこだわらなくてもいいんだという、再質問で出たときに、あくまでも自治体の自主性、そういう特徴を生かした形で活用してもらえればという答弁だったんですよ。</p> <p>そうすると、農家の場合は、ほかのものにも充当できるんだな、使えるんだなという形で解釈したのですけれども、まだ実際に、券自体も配布になっていない、趣旨も町民にそういう部分では伝達していないわけですから、町長、ここで一考してもらおうようにお願いしたいと思います。</p> <p>それと、あと1つは、このおこめ券1枚500円で1,500円ということで、報道してあったのですけれども、実際には440円だよ。だから差額が出てくる可能性もあって、1,500円を持っていけば、その差額を自前で負担をしなければ駄目だということをテレビで聞いたので、「ありゃ」と思って、こここのところも併せてお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、もう一度繰り返しますが、今回の生活支援クーポン券については、今の報道がなされている政府の補正予算ではないです。</p> <p>なので、平野議員がおっしゃっている今の質問内容については、これから町が工夫をして考えるべきものであって、今それを庁内に一応振って、予算と配分が来たら、それを新たに考えるという内容のものでございますので、今回提案しているのは、今年度春に行った商品券、その後に来た交付金が少しあったので、これを使用しなければいけないということで、今回、やむを得ず次の交付金と合算、場合によっては繰り越すことができないため、今回苦肉の策で生活支援クーポン券という形で広報に織り込んで、1家庭に1,500円分ずつのクーポン券を配布するというところでございます。</p> <p>なお、事業所については、買った方に商品券でお返しする場合も</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>あるし、場合によっては店の事情で、ポイントで返す場合もあるので、これについては店側にお任せしているということでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>今、課長の説明を聞いて、何となく納得が이었습니다。かなり情報が錯綜してしまっていて、非常に、この物価高対応に対して、灯油代を補助するであるとか、補助が出るとかという、様々期待をした国民の声がそういったことで公開され、今回の場合は11月末ということですので、いわば前政権の中で大体決められた、春からの物価高対策の残りと言ったらなんですが、消化しなければならない、そういう補助金であると。</p> <p>今、新政権になって、世の中に出ている物価高対策というのは新政権の下でこれから、早くても3月補正か、1月の本会議でなるか、その辺が今いろいろと情報が出ていると。</p> <p>こういった認識でよろしいのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>川口議員がおっしゃるとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>1番 (小向幸祐君)</p>	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>1番。</p> <p>2点ほど。今の内容も話があったので、前回の全協の後に、「こういうのがあらしいよ」というのを町民というか、関係者にお伝えしたところ、2点ほど疑問が出た部分があるので、その分、そのクーポンの使い方に関してを、1つ確認させていただきたいと思えます。</p> <p>それと、もう1つ別のがあるのですが、まず1つが、先ほど出たように、やっぱり農家さんたちは、お米は買わないよという話があ</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>りました。あとは、人によってはなかなか自炊しないよという。</p> <p>例えば、1人で別世帯になっている若い人が、広報に入ってきたんだけど、使わないから家族にクーポンをあげるとか、引換券をあげるとか、農家さんたちだと「おめんとこさ、うちの農家の4、5枚あげるよ」と言われた場合、1回で使ってもいいものか。後々そういう話も問合せとして出る可能性があるのですが、多分1回に5キロ買ったなら1枚しか使えないという格好で、期限がつく格好になるのかなとは思っているのですが、例えば3枚持ってきて、1回に商品券で買えるものか。そういう問合せをいただいたので、そこら辺を質問させていただきたいと思います。</p> <p>あともう1つが、8ページです。寄附金の18款1項1目の企業版ふるさと納税寄附金、説明だと2件で、これだと補正なのでありますが、110万円ほど、2企業で入っているようですが、この2件、2企業に関しては、新規なのか、過去もおいらせ町に寄附したことがあるか、そこら辺をちょっとお知らせください。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、小向議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、クーポン券の件でございますけれども、要らないから、例えばその方にクーポンを渡して、それを使っていいか、1回に使っていいかどうかという形になると、これは今回うちとすると、あくまでも個人と事業者側の関係なので、使うとか、使ってもいいという話は、表立って言うつもりはございません。それは、流通の段階での話ですので、できるだけ活用してもらいたいという考えではおりますけれども、その部分については、「そうしてください」という話をするべきでもないと思いますし、そういう考えも持っていないということで、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>クーポン券の話でありますけれども、今、物価高騰の部分については、何についても、いろんな状況で、例えば低所得者だったりとか、高齢者だったりとかという、必ず全て平等にという部分はなかなか難しく、その予算だったりとか、場合によっては、その規模によって、どう自治体が使っていくかという部分は、それは行政内部で親身に考えて、議員の皆さんにも一応説明しているつもりでございます。</p>

質疑		<p>なので、今回のお米、生活支援クーポン券については、先ほども言ったとおり、予算内でいかに効率的に、ベストではないかもしれませんが、ベターに使えるかということで、今回提案しているということでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、そういうことではなくて、こういうものはどうかという、議員さんから逆に提案があるのであれば、それをぜひお願いしたいと思っております。</p> <p>それと8ページの企業版ふるさと納税の寄附額、109万9,000円については、100万円の寄附者、事業者が1件と、10万円の寄附者が1件ということで、それを企業PRということで、町の広報誌に宣伝するというので、企業からいろいろ状況を調べて、うちで受け入れているということで、今回のこの事業所についてはそれぞれ新規であります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>なしと認め、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書9ページから20ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
11番 (平野敏彦君)	<p>12ページの町活性化対策費のところ、委託型地域おこし協力隊、業務委託料が520万円減額になっています。この内容について説明いただきたいと思います。</p> <p>これはたしか、当初予算のときに説明があったのですが、何で今、この12月になって減額になるのか、そこをよろしくお願いします。</p> <p>それから、23ページの農林水産業費の。</p>	
松林議長	ちょっと待ってください。9ページから20ページまでですから、その範囲で質問してください。	

答弁	<p>11番 (平野敏彦君) 松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>1つ、お願いします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、12ページの委託型地域おこし協力隊業務委託料の520万円の減額についてお答えをいたします。</p> <p>当初、政策推進課で、高校の魅力化ということで、地域おこし協力隊を考えておりました。当初予算で計上しております。しかし、高校の魅力化について、地域おこし協力隊が見つからなかったということで、今回減額ということにさせていただきましたが、ただ、12月の下旬に、来年度に向けた地域おこし協力隊の最終面接というか、最終面談がございます。場合によっては、新年度の入隊ではなくて、今年度途中に入隊する可能性もあるので、1か月残した予算で、その11か月分を減額して今回補正をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>当初予算で計上するときについては、ちゃんとその旨、取組内容、そういうものを説明して、高校の魅力化、これに積極的に取り組みますよという説明があったわけですね。それが今の12月になって、減額する、PRとか様々応募して、対象者がなかったのか、この辺もちゃんと説明すべきだと思いますよ。これも国からの補助があるわけですね。こういう事業を、ちょっと軽率ではないかと思えますよ、扱いが。</p> <p>特に、高校再編を県が進めている中で、百石高校については今、一番大事な時期ではないですか。それを町が一生懸命支援しようとするときに、事務執行体制がこういう形でいいんですか。私はちょっと、町長の足を引っ張っているのではないかと思いますよ。</p> <p>説明願います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>平野議員から非常に厳しいお言葉をいただきました。決して怠け</p>

質疑	(田中貴重君)	<p>ているわけではなく、業務を怠慢しているわけでもございませんで、いろんな条件を確認しながら、百石高校さんとも、どういうことがいいのかという業務内容も確認した上で進めているわけでもございまして、たまたま進めている中で、適任者がいなかったということでございます。</p> <p>しかし、来年度に向けても、その採用に向けた業務委託もしながら、ここに適したいい人材を、いい地域おこし協力隊の人員を確保したいという思いは、それは私も持っておりますし、うちの課全員が思って進めていることでございますので、たまたま今回できなかったということで反省はございますけれども、次に向けた形では、ぜひいい方がいれば、面接、最終面談の中で、採用に向けた取組は引き続き行ってまいりたいと思っております。</p> <p>なお、途中で説明しなかったということについては、私の説明不足かなとも思っておりますので、反省しております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>なしと認め、第1款から第4款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から、第11款災害復旧費までの質疑を受けます。給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を含めます。説明書、21ページから42ページになります。</p> <p>また、議案書、126ページから129ページの第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費、第4表、債務負担行為補正、第5表、地方債補正も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p>
3番 (小笠原伸也君)	<p>3番です。23ページの6款、農林水産事業費、1目の水産業総務費というところに、補助金の予算交付金、これが100万円ちょっとついていて、海産鮭親魚購入費補助金、こちらの件でちょっとお聞きしたいことがあるのですが、サケの量、これは壊滅的に現在減っているわけで、全国的に、おいらせ町が云々でなくて、</p>	

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>もう本州地区はほとんど、北海道はちょっととれるのかもかもしれませんが、ほぼとれないから、幻の魚のようなイメージで、新聞にも何回も載ってきているわけでありませうけれども、おいらせ町の奥入瀬川、昨年度何匹ぐらいサケが遡上しているのか。</p> <p>それで、この補助金はどこに支払いをしたのか。漁協から申込みされたら、来年もゴーサイン、オッケー、補助金出しますよとなっているのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>昨年度のサケの漁獲数ということで、川に上がった分ということですが、大変申し訳ありません。詳しい数字までは押さえておりませんが、多いときは10万を超えていたということですが、せいぜい数千とか、数千でも5,000とかいかないくらい、本当に1,000、2,000のあたりだったとは記憶しております。</p> <p>あと、これをどちらに補助をするのかということですが、百石町漁協と、あと川の、奥入瀬川鮭鱒増殖漁協さんと、奥入瀬・百石サケマス増殖対策協議会ということで、協議会をつくっております、そちらに補助をいたします。</p> <p>これを毎年やるのかということですが、基本的には単年度ということで、今、まずとりあえずは単年度ということで、お話をさせていただいて、その予定ですよということで、あくまで議会の承認をいただければということで、お話ししております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それで、今課長おっしゃった漁協。これ片方、半分十和田市になっているのですよね、住所が。おいらせ町というか、百石町漁協も入っているんですが、そこに補助金を100万円出したということは、単純に十和田市にも50万円出したという意味合いに捉えることができるのか、捉えられるのか、補助金100万円のうち半分が十和田市に行くのか。</p>

		<p>それから、サケ、これ親魚、要するに北海道か青森市ですか、そっちから買ってくるわけですね。卵の産卵で使うんだと思うのですが、サケの卵は採卵、それから稚魚に育てて、あと放流して川に戻して、3年か4年したら帰ってくるという、そういう循環を町として捉えているのだと思うのですが、これはこの先ずっとそういう見方でいいのか。危機感が町としてもないのか、懸念する事態。もう既においらせ町でもサケの、サーモンパークではお祭りがなくなっているわけですからね。ここはどこかで区切りをつけて、百石町漁協さんには申し訳ないのだけど、もう見切りをつけて、やめる時期が来ているのではないかなという見通しもあるわけですね。その見通し、町長いかがでしょうか。町としての考えをお聞きしたいんですが。</p> <p>さっきの、補助金半分は十和田市に該当するのか、そののとすると、町としてのお考えをお聞きしたいのです。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>まず補助金が実際には、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合は、十和田市に本拠を置いているので十和田市に半分いくのかということですが、確かに増殖組合さんは十和田にありますけれども、そのサケの放流によって、サケを捕獲するのはうちの漁協さんだけではないんですけれども、恩恵を被るのは百石町漁協だということで、百石町漁協さんが捕獲したサケをそちらに提供する、その一部を町として補助するということですので、直接十和田市にその補助金が入るとか、そういう問題ではないと思います。</p> <p>また、今まで、先ほど鮭まつりというお話が出ましたけれども、まさしく鮭まつりで大変お世話になっている団体ということで、今回助成を決めたところであります。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>せっかくご指名があったので、一言お答えしますが、まずもって、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合、それと百石町漁協、両組合の組合長さんが私のところというか、事務方に来て、町長に会わせろということだったので、私も会いました。そして説明を聞きまし</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>たら、卵をとるサケの親魚がもう減ってしまって、遡上できないということで、漁協からサケを買いたいと。しかし漁協さんは、市場に出すのと鮭鱒組合に売る値段が1匹2,000円も違うみたい。そういうことで、全額でなくてもいいから、漁協さんがサケの差額分の一部でもいいから助成してくれないかということで、両者で来たもんで、確かにそれは回り回って百石漁協の定置網にかかって、もし順調に育てばですよ。</p> <p>そういう部分で、なるほど、それは循環するからいい考えだなと思ったけれども、しからば、要望額の部分は出せないし、その半分ぐらいということで、まず要望額の半分ぐらいということで100万円、助成しようということで財政と相談し、農水の課長と相談しながら決めているので、十和田市の漁協に、あるいは十和田市さんに行くということではなく、それこそ孵化するのは十和田の鮭鱒増殖漁業協同組合なのだけれども、サケを放流すれば、もう十和田に戻る前に、百石の定置網である程度とってしまうので、そういう部分で、町の足しになる、あるいは恩恵を受けさせることができるのかなという思いで出すことにして、今日議会の皆さんが承認していただければということになりますけれども、そういうことで、全額ではなく、100万円だったら何とか議会の方々に了承を得られるのかなという思いで提案していますので、そういう部分で十和田市さんに行くお金ではないということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>百石町漁協の皆さんのサケに見返りが出るかなという期待をしておりますので、鮭まつりはもうなくなりましたけれども、見切りをつける時期ではないのかなというのは、もう少し様子を見ながら漁協さんと相談しながら考えていくことだと思っておりますので、ご了解ください。</p> <p>3番、よろしいですか。</p> <p>15番。</p> <p>22ページの6款、農林水産業費の中の18款の畑地化促進事業補助金、これ前からあるのですが、今ここにも載っているのですが、もう一度確認の意味も含めて、これの内容を教えてくださいと思います。</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>畑地化の事業ということですが、今回補正させていただいたのは、水田で転作を今までしてきているわけですが、そこを完全にもう水田として活用しないという判断をしていただいて、今後、例えば、畑として活用していく野菜とか、そういった場合にはもう今後、転作の支援金は出ませんけれども、土地改良区で多分水がかり、水利費が毎年お支払いされていると思うのですが、そちらをもう払わなくていいように、決済金としてその分を国から助成するというものであります。</p> <p>要するに、改良区から抜けられると言えればあれなのですが、ほかに田んぼがあれば別ですが、そういった趣旨の補助金になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>15番。</p> <p>これは、改良区から、水がかりとかそういう形の、抜けるための補助金ということですか。</p> <p>私は、またこれ、水田で今使っているやつをもっと畑地化していくのかなと、そういう事業に使うのかなという思いで今いたものですから、今、国でもどうなるか、まだはっきりしていないようなのですが、米不足になりまして、これから増産しなければならないという話もあります。その中で、この畑地化促進という形になっていくと、これは逆行する形になると思うんですね。</p> <p>まずこれを使って、今、耕作放棄地とか、そういうものを改善していくというのだったらいいのかなと思ったりもするんですが、今、これは改良区から抜けるだけの補助金だよということなのであれなんですけど、もうちょっと大きくとれば、私とすれば、国とすれば、これから食糧の、米増産にかじを切っていくようなこともありますので、そのことに対しての国の打合せとか、そういう情報とか、そういう話はないんですか。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まずこちらの制度は5年間で、来年度までとりあえず今転作、水田農業の活用の事業として行っている1つであります。これはあくまで先ほど説明して、また吉村議員おっしゃったとおり、水田を完全に畑地化して、そちらでも高収益作物、野菜等に取り組むという判断をされたときに、決済金としてお出しするという制度でございます。</p> <p>ですので、それにプラスアルファで畑地化のため、畑地にするためにプラスアルファで毎月、5年間ですけど、2万円ずつ増額。それは、農家の方に支払われる分も用意されております。</p> <p>もう1点の今、国が増産に向けた取組をとということでお話がありました。実際、ニュース、報道等ではそのように、前の石破内閣からまた若干ニュアンスが変わって、あくまで需要と供給に応じた増産というような言葉遣いにもなっているようですが、あくまでそれはニュースで、国レベルで、今はお話しされておまして、こちらの市町村、あるいは県レベルでもそうだと思うのですが、そこまで詳しい内容はまだ来ていないというのが実情です。</p> <p>恐らく今、今回来年度で一旦、5か年の終わる、水田農業の活用の政策を転換するにあたって、今、国で考えているのかなと思っておりますが、現状では、まだこちらには詳しい情報というのは一切入ってきていない状況です。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>15番。</p> <p>最後になりますけれども、説明ありがとうございました。</p> <p>私が一番心配するのは、こういう形で、国の方針が変わると、結果的には、生産者が一番困るわけですね。今、米も高止まりしているとか何とかと言うのだけれども、私も一時期は農業をやっていた経験からすれば、やはりそれが一定しないと、価格がある程度一定しないと、そうすると消費と生産が、これがうまくバランスがとれていかないと、結果的には農家の方が一番不利益を被るのかなと思うので、やはりうちの町も、農業の方も結構おりますので、県と</p>

		<p>国ということになるのですが、いち早くいろんなものの情報をとりまして、農家の方が安心して稲作とか、そういうことができるような形で、努力してもらいたいなというようなもので、要望しておきます。恐らく答弁はできないと思いますので。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長  2番 (大浦陽子君)</p>	<p>ほかにございませんか。 2番。</p> <p>私は27ページ、10款教育費、1目学校管理費の14節工事請負費の中の木ノ下小学校校舎修繕工事、666万6,000円の内訳というか、最後に令和8年度から特別支援学級増に備えた教室整備に係る費用を計上とありますが、今現在、その特別支援学級に在籍する児童生徒数と、今後増加予定の人数をお伺いします。</p> <p>それと、特別支援学級の増加に備え、660万円の予算でどのような整備をされるのか、修繕の内容と、来年に限らず、今後増加するその修繕に今後もそれに対応できるのかをお伺いします。</p> <p>あともう1点が28ページ、1目学校管理費です。学校用パソコンと購入費についてですが、まず今回計上されている約300万円の教員用のパソコンとなっておりますが、必要台数の算出方法をお伺いします。</p> <p>それと、今後ITC整備計画の中で、今回購入になっているのですが、リース方式など、検討しなかったのかも伺います。</p>
	<p>松林議長  学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今回の補正、大浦議員おっしゃるとおり、後ろに詳細を書きましたけれども、来年度、令和8年度における特別支援学級の学級編成の状況に伴って、補正予算を計上したものであります。</p> <p>まずは木ノ下小学校、今年度から来年度に関して、何人増減するのかという部分になりますけれども、令和7年度、今年度の木ノ下小学校につきましては、特別支援学級は6学級あります。人数につきましては34人。来年度、卒業生、入学生、あと転籍する子どもを入れて、特別支援学級に在籍を予定している子につきましては、今現在で60名に増える予定で、学級数も10クラスということで予</p>

	<p>松林議長</p>	<p>定をされているところになりましたので、今回その学級を編成するにあたり、特別支援学級を設置しなければならないと。</p> <p>特別支援学級につきましては、大体8名程度が1クラスという形になっておりますので、その8名が入れるスペースをつくるということで、今回計上した660万円の中には通常学級、特別学級的な部分の部屋と、通常であれば、今、小学校であれば35人学級になりますので、35人入る1つの教室を半分の間仕切る。</p> <p>または木ノ下小学校につきましては、普通教室がいっぱいいっぱい状況になっていきますので、建設当時、普通教室の向かい側にホール的な部分をつくって、学級が増えたときには間仕切りして使えるような多目的スペースがありますので、そこを、間仕切りをして、教室をつくっていくという形で、今回の工事費の中には、間仕切り部分の費用と、あと現在学校につきましては、普通教室に関しては、空調、エアコンがありますので、そちらを設置する費用として、660万円を計上しているところになっておりました。</p> <p>一応、今回先ほどありましたように、4クラス増設する予定になりますので、4クラス分の間仕切り費用と、あと空調設備につきましても、天吊りではなくて壁かけ型を今回設置することとしておりますので、大体1か所100万円ちょっとぐらいかかるという部分での計上費用になっております。</p> <p>あと、パソコンにつきましては、先ほどお話しした特別支援学級が増えるということは、そこに担任として入る教員が増えますので、その増員分のパソコンを購入するものになっております。</p> <p>パソコンにつきましては、各学校の増減等を精査して、今回6台、6人分の教職員のパソコンを購入すると。現在パソコンにつきましては、やはり二十数万円する形になりますので、6台分でも300万円という形になります。</p> <p>あと、リースの部分のお話をいただきました。リースと購入、どちらがいいかという部分での検討もしていますが、リースであれば、財源の部分もあったかなと思いますが、従前購入で進めてきていると。5年で更新をしてきているところにはなっていました。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p>
--	-------------	--

<p>質疑</p>	<p>2番 (大浦陽子君)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの修繕の中は間仕切り代だというお話なのですが、特別支援教育に必要とされる、例えば個別指導室とか、あと静養スペース、こういうのは含まれていないのか。それとも、もう今現在あるのかというのを再質問でお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>支援教室以外にも、そういう対応ができる部屋もあるのかというお話かなと思っておりました。</p> <p>実は一番最初の建設当時、または増設当時につきましては、そういう部分も含めながら、学校等の部屋等の割り振りをしてきている中なのですけれども、先ほどお話ししたように、普通教室については、通常の普通教室の部分はもういっぱい使っている状況。また、特別支援学級が増えてきている。今回も、増設前も6クラスという部分で、当初増設したときに、特別支援教室としてつくっているお部屋につきましては3部屋かな。あるのですけれども、それ以上に今、なっておりますので、間仕切りした形で、その都度対応をしてきているというのが現状になっておりますので、先ほど言った個別指導ができる部分も残しながら対応をしているところとなっておりますので、そこの個別の相談室的なものが、実際に適切に運用されているかという、ちょっと厳しい状況にあるのかなというところであります。</p> <p>また、今後のことを考えたときには、どの段階でまた、学校の希望を考えていかなければならないのかというのはちょっと難しいところとなっているのと、あと、本来であれば学級編成も含めて、将来的な学校のあり方を考えたときに、出生数からも追っていきながら、今後、何年後どういう形になるかというものを見ていくのですけれども、やはり北部地区というのは転入されてくる方が読めないところがかかなりあって、今回もそうですけれども、学務課において、木ノ下小学校の今後を考えたときには、なかなか厳しいものがあるなということを進めているところです。</p> <p>以上です。</p>

	松林議長	よろしいですか。 12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	檜山です。ちょっと伺いたいのですけれども、22ページの農林水産業費の中の区分の12委託料、それから17の備品購入費、これについての中身を教えてくださいませんか。
答弁	松林議長  農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。  お答えいたします。 22ページの、まず上から委託料の有害鳥獣駆除委託料というところで1点目はよろしかったでしょうか。この内容ということで。こちらですけれども、猟友会さんに例えばアライグマであったり、ハクビシンであったり、タヌキであったり、そういったものが今、町内に出ておまして、その駆除1頭当たり6,400円お支払いしているのですが、その部分の補正になります。 2点目の機械器具費ですが、こちらは現地確認したときには、デジタルカメラで写真として残して、補助事業とかでその写真を添えたりというので結構使いますので、そちらが壊れましたので、それを購入させていただくための金額になっております。 以上です。
質疑	松林議長  12番 (檜山 忠君)	12番。  分かりました。 ちょっと確認したかったのが、今クマ問題がいろいろと騒ぎをつけているのですけれども、おいらせ町には大型害獣を捕獲する器具があるものかどうかと。先ほど、猟友会との連携がなっているみたいなのですけれども、そういう大型、イノシシも出たとか、出ないとかというような話であれしますけれども、その連携がどうなっているか、それを教えてくださいませんか。
	松林議長	農林水産課長。

<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>大型鳥獣に対応する捕獲、まず、わなと箱わなということだと思います。こちらですけれども、昨年度になるのか、クマ用を2機、そしてまたあと、シカ、イノシシ用を1機、新たに購入しているところですよ。</p> <p>連携ということですが、皆さんご承知のとおり、連日のようにクマとかイノシシの情報が当課に寄せられておりますので、その都度、猟友会の方々に相談しながら、実際にはクマの目撃情報、今まで三十数件あるんですが、全てカモシカなりイノシシだという判断をさせていただいているところですよ。ですので、放送している、たまにクマと放送するのですが、猟友会の方がその時点で確認ができなくて、もしかしたらということで放送してはいるのですが、翌朝調べてもらったらやっぱりカモシカだったとか、そういう例で、今のところクマは当町に猟友会の方々、月2、3回くらい、県の委託を受けて確認しているようですが、当町には生息している痕跡は全く今のところ見られていないということで、そういう部分でも協力をいただいて、日々猟友会の方々とは調整させていただいているところですよ。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>12番。</p>
	<p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>分かりました。</p> <p>捕獲器がないんじゃないかなと思っていましたけれども、ちゃんとあるということだから、安心しました。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p>
<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>23ページの6款3項1目の水産業費の海産鮭親魚購入費補助金について、これについては12月の初めに、町がさっき親魚購入補助しましたよと、するよというようなことで新聞に載っていました。私は、非常に早めの対応をしたなというようなことで評価をしたのですが、実際にこれまで定置網については、サケの場合は収</p>

穫量がほぼゼロに近い形で推移しているわけです。このままいきますと、定置網3か統ありますけれども、多分このままでいったら、1か統か、2か統は廃業するのではないかという思いがあります。

そういう意味では、今この親魚購入の補助をして、この効果があらわれるのは、3年から4年たたないと効果が出てこないわけですね。ですから、その期間。定置が持ちこたえるかどうかというの、私非常に疑問なわけです。ですから、今年109万7,000円の補助をするわけですが、これで言ったら、大体親魚がどのぐらいで、放流する数がどのぐらいになるのか確認したいと思います。

それとあと1つは、サケの漁協と、奥入瀬・百石サケマス増殖対策協議会をつくって、今の補助金をもらっているわけですが、実際の定置も、町長、目を向けてほしいと思うのですよ。このままですと、本当にもう立ちいかなくなるような現状ですので、今の補正には間に合わないと思いますけれども、新年度なり、そういうもので、もうちょっと内容を吟味してもらって、助成措置を講じてほしいというようなことで、お願いをしたいと思います。

それから2点目は、観光費のところ、18負担金補助金で、町観光団体の支援事業補助金459万3,000円。これは内容的にはどういうものか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、26ページの消防費に関わることでありますが、私は八戸広域の派遣議員をしております、119番映像通報システム導入というのが新聞に載りましたけれども、八戸の消防本部が導入したのは、県内で十和田市消防指令センターに次いで2番目だということで新聞に載っています。私が八戸の広報、それから六戸の広報を見ても、このシステムのところが広報に載っているのですよね。スマホで連絡することによって、また消防本部からその状況を確認して、いろんな対応ができるのだと。

ですから、救急、急病人、火災、交通事故が発生した場合、的確な指示・指導ができるし、救命救急率が高まるということで、私らも議会で説明し、なるほどすばらしいなと思っていたのですが、当町の広報には記載されていないのですよね。もうほかは10月、11月の広報に載っていましたが、これはわざと載せていないと思うのですが、町長からの指示がなければ情報が載らないということなのか、ここを確認したいと思います。

答弁	松林議長	<p>ここで時間を延長します。</p> <p>農林水産課長。</p>
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、私は23ページの海産鮭親魚購入費補助金についてご説明いたします。</p> <p>まず、こちら親魚が何匹買えて、卵がどれくらい孵化できるのかというご質問でしたけれども、要望として200尾程度購入したいということで、購入分を何とかということで要望をいただいております。仮に200尾を購入できるとすれば、1尾当たり2,500尾、200匹と言うのでしょうか、稚魚が放流できるということですので、50万尾、放流できるのかなと考えております。</p> <p>また、2点目の定置網の今後の支援策等についてということですがけれども、こちら、私も漁協さんに足を何度か運びながら、今後、今回の支援だけではなくて、例えばですけども、魚種の変更とか、それに伴う、例えば、経営、管理なり運営していく上で、例えば借入が必要になった場合の利子補給であったりとか、あるいは養殖は難しいかもしれませんが、漁協さんに聞いたら、ヒラメが最近非常にとれて、収入源になっているということだったので、そういったものの増殖に取り組む形とか、あるいは近隣では最近八戸は牡蠣の養殖に取り組んでいるということだったので、うちでもできないのかなというお話等はさせていただいております。</p> <p>それが、費用がどれだけかかるかというのはまた別問題として、とりあえず何か取り組まなければならないのではないかとすることは、漁協さんとはお話しさせていただいておりますので、引き続きそこは協議させていただきながら、何かいい方法、国の補助なんか、昨年、漁協さんとか漁業者、町は呼ばれなかったんですが、1,000万円くらい、全く単費で、そういうのに充てられるということで、調査にも充てられるという補助もあるということで、県から説明を受けているようですので、そういったものの活用も含めながら、今後も漁協さんと、その部分は話をしていきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>商工観光課長。</p>

答弁	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは2点目のご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>24ページの7款1項3目の観光費の中の町観光団体支援事業費補助金の増額についてご説明をしたいと思います。</p> <p>この補助金の増額につきましては、先ほど議案第74号におきまして、白鳥の家の指定管理について、一般社団法人の観光物産協会が指定管理者ということで議決をいただきました。協会の法人化というのが前提にあるわけですけれども、これに伴って、事務局が白鳥の家に拠点を移すという形になります。</p> <p>白鳥の家につきましては、事務ということはこれまで30年にわたって一切やってこなかった関係で、様々なそういう事務をとるための設備、インターネットでありますとか、あるいはパソコンでありますとか、電話でありますとか、そういった部分が不足している状況でございました。これを整備するために、補助金として460万円弱を町から支援するというところの経費でございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	松林議長  まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>八戸広域の負担金の公債費の関連の質問で、映像システムが9月から始まったやつだったと思うんですけども、広報に載っていなかったということで、私ではたしか、何月号か忘れちゃったけれども、9月号か10月号で、おいらせ消防署からのお知らせということで、載っていたという記憶があるのですが、後でお見せできればいいかなと思っています。探せなかったのかなと思っていますけれども。載ったという認識でいました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長  11番 (平野敏彦君)	<p>11番。</p> <p>サケの答弁については1年限りというのはちょっと、私は続けてほしいなという思いがあります。やはり3年回帰ですから、3年続けて、今年の結果が出てくるわけですから、それを何とか1つ、お願いをしたいと思います。</p> <p>あと、課長から漁協に対する支援策を様々説明いただきました。いろんな意味でこれからは漁協と協議しながら、新しい施策、そう</p>

答弁		<p>いうものを進めてほしいと期待したいと思います。</p> <p>それからスマートフォン。消防本部ですけれども、私はこの使い方をもうちょっと簡単に使えるように。例えば、私らもスマートフォンを持っているのだけれども、事故が発生して現場へ行って、救急車を呼んで、でやれば、本部からすぐメールみたいなものが戻ってきて、そこで現場を映してやれば、本部でそれを見られて、「人工呼吸しなさい」とか、「その車、その人はここに移動しなさい」とかというような指示があって、救急車が来るまでのうちにいろんな対応ができるということですから、このよさをちゃんと分かってもらえるような、広報で記事の掲載をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長  (議員席)</p>	<p>答弁はいいですね。</p> <p style="text-align: right;">** 「はい」 の声 **</p>
	<p>松林議長  1 番</p>	<p>1 番。</p> <p>平野さんと質問がかぶったので大丈夫です。</p>
	<p>(小向幸祐君) 松林議長</p>	<p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>平野議員が少し答弁せいと言っていましたので、お答えします。</p> <p>実は2年ほど前ですか、燃料費が急に上がったということで、たしか200万円ほど奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合に出して、補助しています。そして、それは燃料費という名目ですけれども、稚魚の放流に、自分たちの持ち金をそちらに充てると、どうしても燃料費に使えないということで出したので、実質はお金に糸目つけるという境がないので、そっちに回ったものとしていますが、今、課長から聞いたその成果は2年ほど前、まだ出ていないということで、果たして戻ってくるのかどうか分かりませんが、その辺いくら川に金をつぎ込んでも、先ほど小笠原議員が言ったように、どうなのかな、そろそろ判断をする時期でないのかなということで、もう少し待って成果を見てから。</p> <p>それこそ今、平野議員が言うように、漁協に出したら成果が上がるんじゃないか。上がったということであれば、出さなければなら</p>

		<p>ないかもしれないし、全く出なければもうそれは無駄になるかなということもあります。</p> <p>もう少し検討しますので、ご了承ください。</p> <p>ほかに質問ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、第6款から第11款までの質問を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第77号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって法案は、原案のとおりに可決されました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>4時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時53分)</p> <p>松林議長</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 4時10分)</p> <p>松林議長</p> <p>日程第20、議案第78号、令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>健康保険課長。</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>健康保険課長 (鈴木政康君)</p>	<p>それでは、議案第78号についてご説明申し上げます。 議案書の130ページから132ページ、別データの「特別会計補正予算に関する説明書」、4ページから12ページになります。 本案は規定の歳入歳出予算の総額に4,454万1,000円を追加し、24億6,546万3,000円とするものであります。 その主な内容ですが、歳出では保険給付費を増額する一方、歳入では保険給付費の財源となる県支出金の普通交付金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書、7ページから12ページになります。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第78号について、採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第21、議案第79号、令和7年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p>

当局の説明	介護福祉課長 (松山公士君)	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>それでは議案第79号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の133ページから135ページ、別データの「特別会計補正予算に関する説明書」、13ページから23ページになります。</p> <p>本案は規定の歳入歳出予算の総額に731万4,000円を追加し、25億5,111万円とするものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では給与条例改正に伴う給与費補正及び地域支援事業費を増額する一方、歳入では一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書16ページから23ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第79号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>

当局の説明	松林議長	<p>日程第22、議案第80号、令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>健康保険課長。</p>
	健康保険課長 (鈴木政康君)	<p>それでは、議案第80号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書136ページから138ページ、別データの「特別会計補正予算に関する説明書」、24ページから31ページになります。</p> <p>本案は規定の歳入歳出予算の総額に22万1,000円を減額し、予算の総額を3億5,910万3,000円とするものです。</p> <p>その主な内容ですが、歳出では各種職員手当の精査に伴う減額、歳入では、これに伴う一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書、27ページから31ページになります。給与費明細書も含めます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>	
松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第80号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>	
(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>	

答弁	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>日程第23、議案第81号、令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (栗嶋泰幸君)	<p>それでは議案第81号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は139ページから140ページになります。</p> <p>本案は収益的収入及び支出の既決予定額に3,056万1,000円を追加し、予定額を11億9,341万8,000円とするものであります。</p> <p>また、資本的収入の既決予定額に30万円を追加し、予定額を1億324万7,000円とし、当年度分損益勘定留保資金の補填額を30万円減額するものであります。</p> <p>補正予算の主な内容についてご説明いたします。別データの「令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書」をご用意ください。</p> <p>33ページの収益的収入では、収益的支出の見合額として入院収益、2,891万2,000円を。医師修学資金貸付金の返還に伴い、貸倒引当金戻入、164万9,000円を、それぞれ増額するものであります。</p> <p>34ページの収益的支出では、人事院勧告に伴う給与費改定により給与費、3,006万円を、執行見込額の精査により、医療消耗備品費、50万円を、それぞれ増額し、医師等の各種学会研修に係る旅費、50万円を減額し、看護師等の各種研修会に係る会費等、50万円を増額するものであります。</p> <p>35ページの資本的収入では既決予定額において、1名の修学資金貸付金返還金の見込額として300万円を計上しておりましたが、被貸与者から全額一括返還する旨の申出がありましたので、残りの30万円を増額するものであります。</p> <p>36ページ、37ページは、資金の期首・期末残高をあらわす予定キャッシュフロー計算書、38ページから40ページは、補正前後の給与費明細書の統括及び状況、41ページから43ページは令和8年3月31日現在の財務状況をあらわす予定貸借対照表になり</p>



	松林議長	川口議員。
	13番 (川口弘治君)	議事進行上で議長にお諮りいたします。 補正に関する質問で特化していただきたいと思いますが、議長のお諮りをお願いいたします。
	松林議長	今の小笠原議員の質問は、一般質問に値すると思っております。ですから、一般質問が、私はよろしいかと思っております。 いかがでしょうか。
	3番 (小笠原伸也君)	分かりました。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	33ページのところですけれども、入院収益を収入するようにしていますけれども、今、インフルエンザが流行して、病院にとっては収入を増やす1つのチャンスではないかなと思うのですが、この入院収益ではなくて、外来収益が計上されていないのですが、それは見込んでいなかったのか。これは、今の現状で言ったらあまり期待できないということなのか、この辺お聞かせをいただきたいと思います。 1つ、まずそこだけ。
	松林議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (栗嶋泰幸君)	それではお答えいたします。 病院会計の補正予算につきましては、収益的収入と支出が同額になるように会計処理させていただいておりました。これまでそういった費用、支出に補正があった場合は、収入、主に入院収益ということで、こちらの額を増額ということで補正してまいりました。 平野議員おっしゃるとおり、外来収益については、やはり今現状10月末時点ですと、対前年比としますと、数的には若干前年比を下回っている状況。どちらかと言いますと、最近ここ何年か、数年ですね。入院収益が微増と、右肩上がりになっていましたので、そちらのことから、今回は入院収益として、その見合額として補正さ

		<p>せていただくということにしておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>現場の判断で、しているということですから、了解しました。</p> <p>あと1つは、36ページの資金的収入及び支出のところ、修学資金貸付金が30万円補正をして、330万円が一括返還になるという説明ですけれども、これは現在、この人は医者として県内で働いているかと思うのですけれども、将来的にはおいらせ病院に勤務する意思の確認というのはされているかどうか、この2つ、お願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>松林議長</p> <p>病院事務長</p> <p>(栗嶋泰幸君)</p> <p>病院事務長</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>平野議員おっしゃるとおり、総額330万円一括で返済予定と申出があったことから、今回補正したところであります。</p> <p>この被貸与者につきましては、今現在、医師として、県外で勤務しているという状況です。</p> <p>今回返還に至りました経緯としますと、医師修学資金の条例において、そもそも貸与の条件が将来おいらせ病院に勤める、勤務するというので貸し出していますが、やはり医師免許取得後10年以上経過するとか、そういったところに当てはまった場合はもう返還していただくということになります。</p> <p>今回の貸与者1名につきましても、そういった10年以上、やはり当院に勤めることなく、さらには昨年度、また今年度も含めて本人から将来こういう10年ぐらいたつただけけれども、当院に来ることのお考えをもちろん相談した結果、やはり県外、今の病院で当面は勤めるということのご回答をいただきましたので、今回返還していただくということに至りました。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	<p>松林議長</p>	

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第81号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>日程第24、議案第82号、令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>それでは議案第82号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は141ページから143ページになります。</p> <p>本案の第2条では、収益的収入の既決予定額に296万3,000円を追加する一方、収益的支出の既決予定額に536万4,000円を追加するものです。</p> <p>第3条では、資本的収入の既決予定額から4,807万円を減額する一方、資本的支出の既決予定額から、5,047万1,000円を減額するもので、また、そのことに伴い、収入不足額の補填内訳を変更するものです。</p> <p>第4条から第7条につきましては、このたびの補正に伴い、それぞれ変更するものです。</p> <p>収入及び支出の主な内容についてご説明いたします。別データの「令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書」の45ページから58ページになります。</p> <p>45ページの収益的収入の1款2項2目の他会計補助金、290</p>
		<p>45ページの収益的収入の1款2項2目の他会計補助金、290</p>

	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>万4,000円の増額は、支出の企業債利息の増額に伴い、一般会計からの補助金を増額するものです。</p> <p>46ページをご覧ください。</p> <p>収益的支出の1款2項1目の企業債利息、290万4,000円の増額は利率変更に伴うものです。そのほか、支出見込額の精査による光熱水費の増額と、給与条例改正に伴う給与費増額を計上するものです。</p> <p>47ページをご覧ください。</p> <p>資本的収入の1款1項1目、建設改良等企業債、1億1,070万円の減額は、馬淵川流域下水道の建設負担金減額に伴い、計上するほか、資本費平準化債の借入額減額により計上するものです。1款2項1目、他会計補助金、6,863万円の増額は、今回の補正に伴う収入不足額に、一般会計からの繰出基準外の補助金を充てるため、計上するものです。</p> <p>48ページをご覧ください。</p> <p>資本的支出の1款1項2目、工事請負費、1,650万6,000円の減額は、国庫補助金の内示額に合わせて計上するものです。1款1項3目、流域下水道建設負担金、3,476万5,000円の減額は、負担金額確定に伴い計上するものです。</p> <p>また、49ページの予定キャッシュフロー計算書、それから50ページから52ページの給与費明細書、53ページから55ページの予定貸借対照表、それから56ページから58ページの注記事項につきまして、今回の補正に伴い、それぞれ記載を変更するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書45ページから58ページ、給与費明細書、貸借対照表を含めます。</p> <p>議案書141ページから143ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
--	--------------------------	--

	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第82号について、採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
委員会の閉会 中の継続調査 の申出	松林議長	日程第25、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。 議会運営委員長及び産業民生常任委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 従いまして、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程終了の告知	松林議長	以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。 ここで町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
町長の挨拶	町長	閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

閉会宣言	<p>(成田 隆君)</p> <p>松林議長</p> <p>事務局長 (小向正志君)</p>	<p>令和7年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には師走の大変ご多用のところ参集いただき、また提案いたしました全ての議案につきまして議決賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>特に今定例会会期中においては、一昨日の夜遅くに青森県東方沖を震源とする強い地震が発生し、その対応に傾注すべく、本定例会の日程変更にご配慮を賜りまして、本当にありがとうございました。</p> <p>さて、今回発生した地震はかなり強い揺れと津波警報を伴いましたが、幸い大きな被害がなかったものの、今後1週間程度は平時に比べ、巨大地震の発生可能性が高まっているとして、北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されました。引き続き、災害発生時は職員一丸となって対応いたしますが、自らの命、大切な人の命を守るためにも、町民にも、また議員各位におかれましても、地震への備えをお願いしたいと思います。</p> <p>また本日は開会時間の大幅な延長にもご協力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>結びになりますけれども、令和7年度も年の瀬を迎え、日を追うごとに寒さが厳しくなっております。健康には十分に留意をいただき、迎える新年がよき年になりますよう、心からお祈り申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和7年第4回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後 4時34分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>
------	--	---

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 8 年 1 月 2 8 日

議 長 ..... 松 林 義 光 .....

署名議員 ..... 平 野 敏 彦 .....

署名議員 ..... 日 野 口 和 子 .....

署名議員 ..... 澤 上 訓 .....